

令和 3 年度
自 己 点 検 評 価 書

令和 3 (2021) 年 6 月
横浜薬科大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	30
基準 4. 教員・職員	40
基準 5. 経営・管理と財務	48
基準 6. 内部質保証	53

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 大学の建学の精神と教育理念

本学は、平成 18（2006）年 4 月 1 日の改正学校教育法に基づき、薬剤師を育成するにあたり、臨床にかかわる実践的な能力を培うことを第一の目標とし、6 年一貫の薬学教育を実施する薬科大学として平成 18（2006）年 4 月に神奈川県横浜市戸塚区の閑静な高台の地に設立された。

開学以来、教育・研究活動を順調に展開し、令和 2（2020）年度で 15 年目を迎えた。建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念としている。その具体的な趣旨は、次の①～③である。

- ① 「個性」のもつ独自性が関わる独創性、独創力に最も高い価値をおく。（個性の伸展）
- ② 高度専門職、天職としての自己の社会的使命を自覚することを目指す。（個性の伸展）
- ③ 生涯に亘る自己実現を達成する。（人生練磨）

本学の教育理念の背景として、これらの具体的三本柱を謳っており、大学の使命・目的に反映されている。

「個性」は、一般的には資質、天賦の才を指すことが多いが、高等教育を担う本学では、「個性」を「専門性」と位置づけている。従って、教育理念として「個性の伸展による人生練磨」を掲げる本学は、薬学のなかでも特に高い専門分野に集中、特化する教育を実施することにより、高度専門職、天職としての自己の社会的使命を自覚することをめざしている。更に、「個性」のもつ独自性が関わる独創性、独創力に最も高い価値をおいている。また、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」は、生涯に亘る自己実現を達成していくことを意味している。

2. 教育の使命・目的（教育目的と教育目標）

本学の教育目的として学則第 1 条に、次の①～③を設定している。

- ① 広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学術を研究教授する。
- ② 臨床に関わる実践的な能力をもつ人間性豊かな薬剤師を育成する。
- ③ 薬学の専門知識と技術を備えた医薬品開発関連等の研究者・技術者を育成する。

これにより、学術の深化と人類の福祉に貢献することを使命としている。すなわち、薬学における高度な専門的、独創的、精深な学術活動を通して、人類の健康と福祉の向上に貢献することを使命・目的としている。

使命・目的を達成するため、学則第 3 条に、本学は「個の医療」を担う実力を備え、惻隱の心をもつ人材（薬剤師、研究者・技術者）の育成、幅広い専門知識に加えて、豊かな人間性と倫理観、国際感覚を兼ね備えた人材の育成を目指すことを記載している。

近年の科学技術の進歩はめざましく、薬学の分野も長足の進歩をとげている。日進月歩の医療技術革新によって、次々と新しい治療薬・予防薬が生み出されている。しかし、近年、同じ病気の患者でも薬の効果や副作用の強さに違いが現れることが分かってきた。このことは、一人ひとりの体質にふさわしい“薬物療法の患者個別化”を実践して行くことにほかならない。

大学の地域社会との関わりや貢献も本学にとって重要な課題である。本学は、一般薬剤師を対象とした生涯教育やワークショップ、一般市民を対象とした定期的な講座・講演会、

また、高校生対象の高大連携事業等、地域社会と結びついたさまざまな事業を行っている。こうした地域に貢献できる活動を更に充実させ、社会に対する知の還元に努めている。

3. 大学の個性・特色等

本学は平成 18（2006）年に、神奈川県で初めての薬学教育機関として設置され、充実した教育研究環境のなかで平成 24（2012）年以降、多くの人間性豊かな薬剤師や薬学研究者・技術者を輩出することにより、地域住民の健康と福祉に貢献することを目指した個性・特色あるものとなっている。

“薬学”という学問には、生命・生体における謎と病気発症のしくみを解明し、治療方法を確立すること、病気から人類を守り・救う医薬品を創製し、その適正な使い方を明確にすること等、重要なテーマが課せられている。「生命科学の世紀」とも言われる 21 世紀において、人あるいは生命とのかかわりを最も重要視する薬学の研究成果に、社会もまた大きな期待を寄せている。従って薬学の守備範囲は、創薬科学、生命科学、医療科学そして健康に関わる科学全般にわたる広いものと言える。

人の健康について考えるとき、大きくわけて 3 つの身体状態がある。すなわち、健康に生活していて病気を予防している状態、普通に生活できるが健康には何らかの弱点や不安をもち、放置すれば病気に進行するかもしれない未病の治を要する状態、更に、すでに何らかの病気と診断され、本格的な治療を必要とする状態の 3 つに大別することができるが、個人差も大きい。従来の 4 年制の薬学教育では、ゼネラリスト養成型の薬学教育が大勢を占めていたため、3 つの状態の全てに対応することは困難な状況であったと言える。本学は、薬学の広い分野に広い視野をもちながら予防・未病・病気の 3 段階を重点的に深く学んだ者こそが、真の薬学スペシャリストとしての見識と力量、そして個性をもつものと考ええる。本学は、このような現代薬学が進みはじめた“薬物治療の患者個別化”の意義をしっかりとわきまえ、これに対応できる薬剤師を養成する目的で 3 つの薬学科を設けている。

上記 3 学科に加えて創薬の専門家として活躍できる研究者・技術者の養成を目的とする薬科学科を設置している。各学科では、固有の特徴あるカリキュラムを編成し、「個の医療」を担う実力を備え、惻隱の心をもつ人材（薬剤師、研究者・技術者）の育成に注力している。更に、大学院薬学研究科では多様化する精密医療における新たな課題を研究し、最適な薬物医療を個々の患者に施すことができる能力を養成している。

Ⅱ．沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 18（2006）年 4 月	横浜薬科大学開学、健康薬学科、漢方薬学科、臨床薬学科を設置
平成 21（2009）年 4 月	健康薬学科、臨床薬学科の入学定員変更 「俣野公園・横浜薬大前」「横浜薬大南門」バス停留所命名権取得
平成 21（2009）年 7 月	ガーデンラウンジ開設 ローソン横浜薬科大学店開店 「俣野公園・横浜薬大スタジアム」命名権取得
平成 21（2009）年 9 月	キャリアセンター設置 特別研究「個の医療に関する統合薬学的研究」開始
平成 22（2010）年 4 月	6 年制薬学教育に関する自己点検・評価（「自己評価 21」）をまとめた自己評価報告書を公表 横浜創学館高等学校及び三浦学苑高等学校との教育交流協定締結 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」施行に伴う学内全面禁煙
平成 22（2010）年 10 月	橘学苑中学校・高等学校及び緑ヶ丘女子中学校・高等学校との教育交流協定締結
平成 23（2011）年 3 月	特別研究「個の医療に関する統合薬学的研究」成果報告会開催
平成 23（2011）年 4 月	横浜学園高等学校及び横浜清風高等学校との教育交流協定締結
平成 23（2011）年 7 月	カフェテリア（ローズガーデン）及び新自習室開設 神奈川県児童生徒に係る学校教育活動支援を目的として本県教育委員会と協定締結
平成 23（2011）年 10 月	天津中医薬大学、天津中医薬大学日本校との教育交流協定締結
平成 24（2012）年 3 月	第 1 期生学位記授与式 湘南学院高等学校及び高木学園女子高等学校（現英理女子学院高等学校）との教育交流協定締結
平成 24（2012）年 4 月	立花学園高等学校との教育交流協定締結
平成 24（2012）年 9 月	第 1 回薬物乱用防止キャンペーンを横浜市・横浜市薬剤師会と共同開催 白鵬女子高等学校との教育交流協定締結
平成 25（2013）年 4 月	藤沢翔陵高等学校との教育交流協定締結
平成 25（2013）年 6 月	江崎玲於奈（Leo Esaki）記念ホール竣工
平成 25（2013）年 9 月	体育館リニューアル・弓道場開設
平成 25（2013）年 12 月	帝京中学校・高等学校との教育交流協定締結
平成 26（2014）年 9 月	横須賀学院高等学校との教育交流協定締結

横浜薬科大学

平成 26 (2014) 年 10 月	各階に小自習室を開設
平成 27 (2015) 年 3 月	韓国の慶熙大学校と教育・学術交流協定締結 向上高等学校及び自修館中等教育学校との教育交流協定締結 薬学教育充実のため、長野県に軽井沢セミナーハウスを竣工
平成 27 (2015) 年 4 月	薬学部薬科学科（4 年制）設置 それに伴い、英称を「Yokohama College of Pharmacy」から 「Yokohama University of Pharmacy」へ変更
平成 27 (2015) 年 9 月	災害時における救援物資（医薬品）の取り扱いに関する協定を 横浜市と締結
平成 27 (2015) 年 9 月	米国・ハワイ大学ヒロ校薬学部と交流協定を締結
平成 27 (2015) 年 10 月	カフェテリア（ローズガーデン）リニューアル
平成 28 (2016) 年 3 月	日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価で「適合」と 認定 国立音楽大学附属中学校・高等学校との教育交流協定締結
平成 28 (2016) 年 4 月	薬学部薬科学科（4 年制）に教職課程（中学校一種・高等学校 一種の理科教員免許状の取得）設置 教職課程センターを開設（図書館棟 14 階） ハマヤク農園開設 韓国・東義大学校と学術交流を締結
平成 28 (2016) 年 7 月	台湾・台北医学大学栄養学部及び薬学部と学術交流協定を締結
平成 28 (2016) 年 10 月	関東学院六浦中学校・高等学校及び清心中学校・清心女子高等 学校との教育交流協定締結
平成 28 (2016) 年 12 月	常総学院高等学校との教育交流協定締結
平成 29 (2017) 年 6 月	ベナン共和国に「Tsuzuki 小学校」開校
平成 29 (2017) 年 8 月	横浜市戸塚区との連携協力に関する基本協定を締結
平成 29 (2017) 年 9 月	タイ・ワライラック大学薬学部と学術交流協定を締結
平成 29 (2017) 年 10 月	台湾・国立陽明大学薬学部と学術交流協定を締結 学生食堂改修
平成 30 (2018) 年 3 月	タイ・タマサート大学医学部と学術交流協定を締結 米国・デューク大学薬学部と学術交流協定を締結
平成 30 (2018) 年 7 月	韓国・圓光大学校薬学部と学術交流協定を締結
平成 30 (2018) 年 10 月	研究実習棟（F 棟）竣工
平成 30 (2018) 年 12 月	モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）を連携して 運用する連携協定を横浜市薬剤師会、横浜市と締結 柏木学園高等学校との教育交流協定締結 台湾・衛生福利部国家中医薬研究所と学術交流協定を締結
平成 31 (2019) 年 1 月	台湾・静宜大学及び弘光科技大学と学術交流協定を締結
平成 31 (2019) 年 3 月	台湾・台湾台北市中医師公会と学術交流協定を締結 神奈川県立がんセンターとの連携協定を締結

横浜薬科大学

	モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）1号車配備
平成31（2019）年4月	大学院（薬学専攻博士課程と薬科学専攻修士課程）設置 教育職員免許法の改正に基づく教職課程の再課程認定 漢方資料室設置 湘南鎌倉総合病院との連携協定を締結 相模台病院との連携協定を締結
令和元（2019）年7月	台湾・中国医薬大学と学術交流協定を締結
令和元（2019）年10月	イタリア・カラブリア大学と学術交流協定を締結 学生ラウンジ竣工 モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）2号車配備
令和元（2019）年11月	静岡大成中学校・高等学校との教育交流協定締結
令和2（2020）年3月	薬学教育評価機構による大学分野別認証評価で「適合」と認定 鶴沼高等学校との教育交流協定を締結 厚生棟耐震補強工事完了
令和2（2020）年11月	神奈川県立港北高等学校、同横浜栄高等学校、同横浜氷取沢高等学校、同座間高等学校、同伊志田高等学校、同西湘高等学校、同瀬谷高等学校、同霧が丘高等学校、同湘南台高等学校、同有馬高等学校、同神奈川総合産業高等学校、同深沢高等学校、同足柄高等学校、同藤沢清流高等学校及び同茅ヶ崎高等学校との教育交流協定を締結
令和2（2020）年12月	横浜医療センターとの連携協定を締結

2. 本学の現況

・大学名

横浜薬科大学

・所在地

〒245-0066 神奈川県横浜市戸塚区俣野町字東原 601-1

・学部構成

薬学部	健康薬学科（6年制） 漢方薬学科（6年制） 臨床薬学科（6年制） 薬科学科（4年制）
大学院薬学研究科	薬科学専攻修士課程（2年） 薬学専攻博士課程（4年）

・学生数、教員数、職員数

令和3（2021）年度本学学部の募集定員は薬学部6年制3薬学科340人、4年制薬科学

横浜薬科大学

科 30 人、大学院薬学研究科 薬学専攻 3 人、薬科学専攻前期 8 人、後期 2 人である。令和 3（2021）年度の在籍者数は 2,466 人である。

学生数・教員数・職員数

令和 3（2021）年 5 月 1 日現在

学部	学年	在籍学生 (人)	教員（人）			職員 (人)
			専任	助手	兼任	
健康薬学科	1 年	71	21	0	16	大学 52
	2 年	66				
	3 年	62				
	4 年	62				
	5 年	53				
	6 年	80				
漢方薬学科	1 年	136	21	1		
	2 年	138				
	3 年	124				
	4 年	140				
	5 年	125				
	6 年	139				
臨床薬学科	1 年	206	26	1		
	2 年	175				
	3 年	179				
	4 年	184				
	5 年	159				
	6 年	208				
薬科学科	1 年	33	8	0		
	2 年	26				
	3 年	39				
	4 年	35				
大学全体			27	2		
大学院			研究指導教員	研究指導補助教員	兼任	
薬科学専攻 博士前期課程	1 年	9	34	2	0	
	2 年	9				
薬科学専攻 博士後期課程	1 年	1	7	2	0	
	2 年					
	3 年					
薬学専攻 博士課程	1 年	1	20	6	0	
	2 年	2				
	3 年	4				
	4 年					

・薬学部専任教員は 103 人（教授 55 人、准教授 24 人、講師 15 人、助教 9 人）である。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学園及び本学は、建学の精神の下に定められた「学校法人都築第一学園寄附行為」及び「学則」並びに「横浜薬科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）」に目的を簡潔に文書化して明確にしている。これらの具体的内容は以下のとおりである。

「学校法人都築第一学園寄附行為」第 3 条において、「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と規定している。

また、本学の目的及び使命は本学学則第 1 条に「本学は、日本国憲法、教育基本法、学校教育法の規定するところに従い、建学の精神である「個性の伸展と人生練磨」を教育理念とし、広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学術を研究教授し、臨床に関わる実践的能力をもつ人間性豊かな薬剤師及び薬学の専門知識と技術を備えた医薬品開発関連等の研究者・技術者を育成することを目的とする。これにより、学術の深化と人類の福祉に貢献することを使命とする。」と明示されている。学則第 3 条に、目的及び使命を達成するため、本学は「個の医療」を担う実力を備え、惻隠の心を持つ人材（薬剤師、研究者・技術者）の育成、幅広い専門知識に加えて、豊かな人間性と倫理観、国際感覚を兼ね備えた人材育成を目指し、学科ごとの教育目標を定めている。

更に、本学大学院では大学院学則第 2 条に「本大学院は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、薬学の学術理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、もって、文化の進展に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。」と明示されている。

このように使命・目的は大学及び大学院において、それぞれ具体的かつ明確にしている。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、1-1-①に示したとおりであるが、「建学の精神と教育理念」は学内に掲示するとともに、教育理念の趣旨と概念に対するわかりやすい解説、教育目的及び学科ごとの教育目標等を添えて「建学の精神と教育理念 3 つの方針（ポリシー）」というリーフレットを作成し、このリーフレットを学生・教職員に配布している。同様の内容は「大学ホームページ」にも掲載されている。このように「建学の精神と教育理念」を礎とした大学の使命・目的は、明確で簡潔かつ平易な文章で示されており、学生・

教職員のみならず、学外の方々にもわかりやすく理解してもらえるように工夫している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学学則第1条に定める目的及び使命を達成するため学科ごとの「教育目標」を定め、学則第3条に次のように明示している。

(1) 健康薬学科

個人のみならず社会の健康維持を常に意識し、医食同源の知識をもって疾病の予防と健康の増進に努め、地域医療や国民のセルフメディケーションの推進に積極的な役割を果たすことができる薬剤師を育成する。

(2) 漢方薬学科

漢方の経験的な知見を理解し、「未病」の概念に基づいた健康サポートを実践するために漢方薬の活用ができ、現代医療において有用性が高まっている漢方薬に精通した薬剤師を育成する。

(3) 臨床薬学科

現代医療に関する教育を通じて、病棟において、疾患を理解した上での薬物治療に参加し、地域医療において在宅ケアに通じるなど、21世紀型のチーム医療に対応できる薬剤師を育成する。

(4) 薬科学科

生命科学を基盤とした創薬研究の専門知識と技術を備えて生理活性物質の創製研究に携わることで、薬学の発展に寄与するとともに、先端医療を支え人類の健康と福祉に貢献する薬科学研究者・技術者を育成する。

一方、本学大学院学則第2条に定める目的を達するため、大学院の課程ごとに目的を定め、大学院学則第4条に次のように明示している。

(1) 修士課程

創薬学及び基礎薬学に関する精深な学識を有し、多様化する精密医療技術の進歩に則した新たな課題に継続的に取り組むとともに、基礎薬学的知識を応用した新医薬品及び新医療技術を開発し評価できる、高度な薬学研究能力を有する人材を養成する。特に、伝統医療及び天然物、さらに食品も含め、多くの情報を集積・分析することにより創薬や医療技術の開発に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる薬科学の研究者・技術者を育成する。

(2) 博士課程

医療薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行い、多様化する精密医療における新たな課題に取り組むとともに、高齢化や少子化を背景とした地域医療における安全管理に基づく諸問題を解決できる、多角的かつ高度な医療薬学研究能力を有する人材を養成する。特に、個々の患者に施す最適な医療とその薬物動態及びかかりつけ薬剤師を基軸とした地域医療に関する基礎的・医療薬学的研究を推進できる薬剤師及び薬学の科学者を育成する。

1-1-①と1-1-②で前述したように、「本学の建学の精神」とこれに基づく教育理念において本学の個性・特色を明示しており、かつ平易で簡潔な文章で表現されている。また、

学則第3条に示す各学科の教育目標も具体的で明確なものとなっている。

1-1-④ 変化への対応

1-1-①で示した大学の使命・目的及び教育目的は社会情勢等に対応し、必要に応じ見直しを行っている。毎年度末に規程及びポリシーの見直しを自己点検・評価委員長及び学務課長から各部長、各学科長、各委員会委員長及び各課長に依頼している。その見直し等の視点は、「法令等の改正による新規制定や改正・修正はないか」、「現状の業務等にそぐわない規程の改正・修正はないか」、「慣例的に実施している業務で規定とする必要があるものはないか」である。学則第1条に示す大学の目的及び使命の変更はないが、平成29（2017）年度末には使命・目的がより明確になるよう、また、社会の動向に対応して学則第3条を見直した。学科によって医療を取り巻く環境や社会の要望の変遷に相違はあるものの、どの学科の教育研究上の目的、教育目的も今日における薬剤師や薬科学研究者・技術者に期待される職務を十分遂行できる実力が涵養されるようになっている。

薬学教育モデル・コアカリキュラムに従った6年制薬学教育カリキュラムの改訂、教職課程の再課程認定等、行政ならびに社会環境の変化等には、随時適切に対応できている。また、高度医療人や薬学分野の研究者として活躍する人材の育成は極めて重要な課題である。薬学系人材養成を発展・充実させていくという社会の要望を踏まえ、薬学の学術理論及び応用を深く探求する学生を輩出するために、平成31（2019）年4月に大学院（薬学専攻博士課程と薬科学専攻修士課程）を設置した。

教職課程を含む4年制薬科学科は、社会情勢の変化を踏まえ、幅広い薬学の基礎知識と創薬に関する知識を併せもつ人材の育成という社会の要望に応じており、更に大学院の設置により、薬学の学術理論及び応用を更に深く研究教授しうる能力が培われている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

今後も、法令改正や地域・社会情勢の変化を注視し、さまざまな要望に対応できるよう随時見直しを行い建学の精神を堅持しながら、本学の使命・目的達成のため、中長期将来を見据えた大学改革を図り、一貫した教育内容の充実を図っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

「基準項目1-2を満たしている。」

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-1-①で示した大学の使命・目的、教育目的並びに教育目標の策定及び改定にあたって

は、教職員で組織する各種委員会等で原案を作成し、教授会・研究科委員会にて審議後、運営委員会の議を経て、理事会で承認を受ける過程を経ており、役員及び教職員が関与・参画する仕組みとなっている。博士後期課程の設置届出を例にとると、教員及び事務職員からなる博士後期課程設置準備室を立上げ、準備室が検討した設置の趣旨等を記載した書類や学則等規程類等を研究科委員会で逐次審議している。また、設置届出の意思決定をする段階及び設置の届出をする段階において、理事会が内容を確認し承認している。

1-2-② 学内外への周知

建学の精神に基づいた本学の使命・目的及び教育目的を記載したリーフレットを教職員、学生に配布するとともに、ホームページで広く社会に公開している。また、オープンキャンパスにおいても説明する機会を設けている。更に「建学の精神」は、校舎内の主要な場所（2か所）に掲示している。

本学の学部及び大学院における使命・目的及び教育目的は、学則第1条及び第3条、大学院学則第2条及び第4条に明記され、これらは入学時のオリエンテーション、ガイダンス時に配布される「学生便覧」に掲載されている。

ホームページやリーフレットで情報を公開するとともに、オープンキャンパス（令和2（2020）年度にあつては、キャンパスラリー（感染防止に配慮し、来校型またはオンラインによる、募集対象者と教職員のマンツーマンによる構内案内及び受験相談イベント））における大学案内において、本学の建学の精神、使命・目的について説明する機会を設けており、学内外への周知は図られている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

「建学の精神」に基づいた教育目的を達成するため、令和元（2019）年12月に中期計画（2020～2024年度）の作成を行った。計画の具現化のため①大学を取り巻く環境と課題、②教育、③研究、④大学運営の項目を設定し、それぞれの項目について目標と重点施策を設定し、年度ごとの将来計画の策定に反映させている。これらの計画を具体化し、本学の使命・目的及び教育目的を反映させるためには、社会環境の変化をリサーチし、現状に即した教育内容に転換していくことが不可欠と考えている。

特に教育については、令和元（2019）年に薬学教育評価機構による専門分野別認証評価を受審し、6年制の薬学教育プログラムが本機構の定める評価基準に適合している評価を得、その評価で示された「改善すべき点」への対応を通して、教育プログラムの質保証確保に繋げている。

このように、社会の変化をとらえながら、教育、研究及び大学運営に重点を置き、中期計画の概要と計画書を作成し、この計画の中に使命・目的、教育目的及び教育目標を反映させていくようなシステムは構築できている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

平成28（2016）年3月、中央教育審議会大学分科会大学教育部会は「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関する

ガイドラインを定め、横浜薬科大学はこのガイドラインに沿って『3つの方針(ポリシー)』を見直した。3つの方針(ポリシー)が、本学の建学の精神、使命・目的、教育目的等を反映した内容となっているか、自己点検・評価委員会、学科長会議、教授会で審議し意見を求め、見直しを行い、理事会で承認を受け、平成28(2016)年度末に公表した。6年制薬学科の見直したディプロマ・ポリシーが、文部科学省の求める「薬剤師として求められる基本的な資質」を反映していることを確認し、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの整合性を図った。

平成27(2015)年に4年制薬科学科を設置、平成28(2016)年に教職課程を設置、更に平成31(2019)年度に大学院を設置したことに伴い、同学科ならびに大学院研究科の『3つの方針(ポリシー)』を作成し、公表している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

令和3(2021)年5月1日現在、本学の教育研究上の基本組織は、教育目的を達成するため薬学部4学科(6年制の健康薬学科、漢方薬学科、臨床薬学科の3学科と4年制の薬科学科の1学科)及び大学院1研究科2専攻(薬学専攻、薬科学専攻)を設置しており、薬学を通して社会貢献することを使命とする大学の理念・目的に適合した構成となっている。大学全体にかかわる附属施設として薬学教育センター及び実務実習センターを設置し、薬科学科内には教員養成を行う教職課程センターを設置している。更に学部及び大学院研究科の教育研究を補完し、個性・特色を明確化するその他の附属施設として漢方・漢薬調査研究センター、総合健康メディカル研究センター、創薬研究センター、薬品化学総合研究センターを設置している。このように、本学の使命・目的及び教育目的は、教育研究組織の構成との整合性が図られている。(図1-2-1 横浜薬科大学組織図)

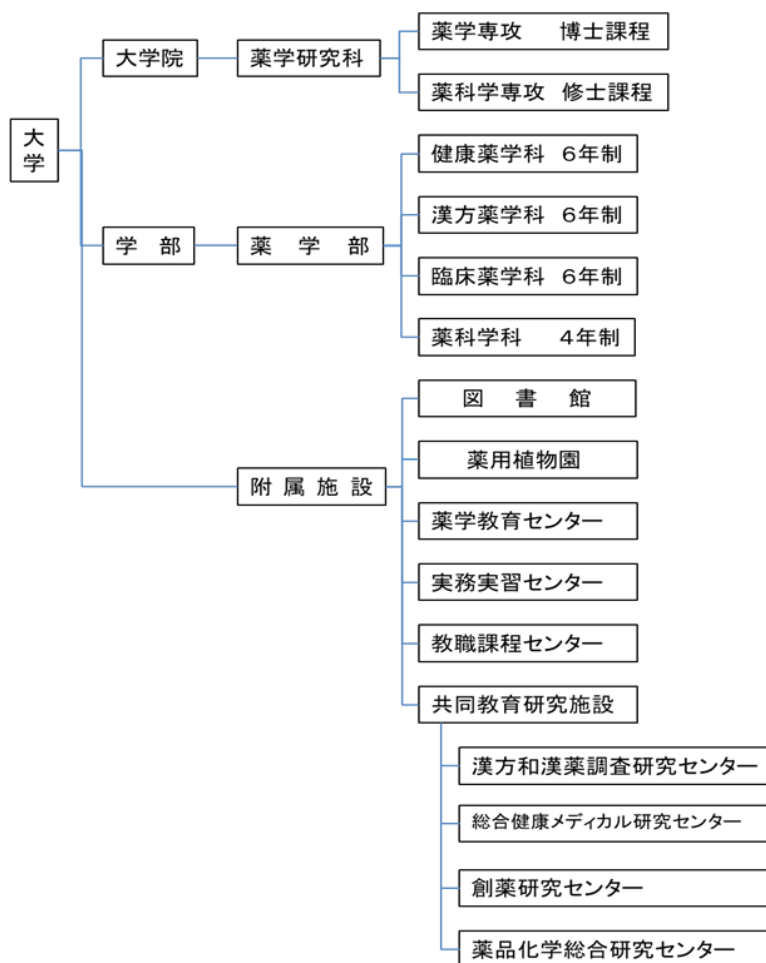


図 1-2-1 横浜薬科大学教育研究組織図

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

6年制薬学科は平成 27（2015）年度より改定された薬学教育モデル・コアカリキュラムが実施されている。この改定により臨床薬学教育、社会薬学教育、実務実習等の臨床系科目が強化される。令和元（2019）年に分野別認証評価として、薬学教育評価機構の第三者評価を受審し、6年制薬学教育プログラムは適合していると評価されたが、成績評価の妥当性、自己点検評価が適切に行われていない等改善すべき点も指摘されている。これらの指摘を真摯に受け止め、基礎分野と専門分野の有機的な連携を重視・強化することにより教職員の連帯と体制の強化を図り、学部及び大学院に課せられた使命・目的ならびに教育目的を達成できるよう、さらなる教育研究活動の充実に取り組んでいく。

【基準 1 の自己評価】

本学において、建学の精神をもとに、使命・目的及び各学科、各専攻の教育目標等については、具体的かつ明確に学則に定められている。また、これらを反映した中長期計画、3 つの方針（ポリシー）を含めた本学の薬学に関する教育研究の基本的姿勢は明確な文章によって表現され、本学の取組み内容の学内外への周知も適切に行われていると評価する。更に目的を達成するための教育研究組織と支援体制も合理的に構成されていると判断する。

以上のことから、基準 1 は満たしていると判断できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

薬学科（6年制）、薬科学科（4年制）薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士前期課程、薬科学専攻博士後期課程では、その教育目的及びディプロマ・ポリシーに示された薬剤師、研究者・技術者に到達できるよう、それぞれのカリキュラム・ポリシーを策定し、そのような教育課程を修了できる学力・資質・意欲を持つ入学者を選抜できるようアドミッション・ポリシーを掲げている。

アドミッション・ポリシーを周知させるための具体的な広報活動を以下に示す。

- 1) 「学生募集要項」を、関東を中心として実績ある高校に配布し周知している。
- 2) 「学生募集要項」を、全国の資料請求者に配布し周知している。
- 3) 教職員が高校・予備校・学習塾を訪問し説明している。
- 4) 新型コロナウイルス感染予防のため、従来の形ではなくラリー形式のオープンキャンパス（年 9 回）やオンラインを中心とした入試説明会（年 9 回）を開催し、また、高校等への出張授業による化学実験、生物実験、薬剤師体験実習や会場ブース形式で行われる進学相談会を通じて、中高生や父兄、高校教諭に教育体制や教育内容を説明している。
- 5) 大学見学希望者を随時受け入れ、教育の特徴等を説明している。
- 6) 高校と教育交流協定を結び、模擬講義・実習、薬剤師体験実習を通じて教育体制や教育内容を説明している。
- 7) 新聞、進学情報誌、オンライン等において情報を提供している。
- 8) 大学ホームページによる情報提供を行うことにより、アドミッション・ポリシーを周知している。

以上のことから、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが定められ、適切に周知されている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者選考については、「入学者選考に関する規程」に定められており、入学者選考委員会における結果を教授会の意見を聴いて学長が入学を許可している。令和 3（2021）年度入学者に行った各入学試験区分における基礎学力の評価方法と面接試験の内容を表 2-1-1 に示す。

表 2-1-1 令和 3 (2021) 年度入学者試験区分と選抜方法

入学試験区分		選抜方針
一般選抜		薬学教育の基礎として必要な化学を必須科目とし、数学、外国語、生物から 1 科目選択し、学力試験により選抜している。
特待生チャレンジ選抜		
大学入学共通テスト利用選抜		大学入学共通テストの結果を利用する入試制度で、化学を必須科目とし、数学、外国語、生物から 1 科目選択し、成績に基づき、選抜している。
一般プラス選抜		薬学教育の基礎として化学を必須科目とし、数学、外国語、生物から 1 科目選択する学科試験と、面接試験により総合的に評価して選抜している。
学校推薦型選抜	指定校推薦	薬剤師になることを強く希望する全国の高校生を対象とした推薦制度である。指定校に対し推薦基準を設定し、学校長の推薦に基づき、小論文、面接試験により選抜している。
	公募推薦	学校長の推薦に基づき、面接、基礎学力テストにより総合的に評価して選抜している。
総合型選抜	AO・地元枠	第一次審査で調査書、自己紹介書、自己アピール文、地元枠は左記に加えクラス担任評価表の書類選考により第二次審査対象者を決定する。第二次審査では、小論文、基礎学力検査、面接試験により総合的に評価して合格者を決定している。
	社会人	満 23 歳以上の者であり、かつ 1 年以上の社会人として職務経験を有する者を対象としている。小論文、基礎能力検査、面接試験により総合的に評価して選抜している。

いずれの入試制度においても、入試問題は、学内の入学試験委員会の出題担当が作成し、可否判定は、入試広報課が判定資料を作成、入学者選考委員会で審議し、教授会が意見を述べて学長が決定していることから、各入試区分において適切に選抜している。

入学試験委員会が、試験区分や試験科目、問題の難易度や適正さについて見直し、次年度の問題作成に反映させるようにしている。入試区分、選抜方針の改定等の入試制度に関する重要事項は、入学試験委員会で審議し教授会が意見を述べて学長が決定している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者を選抜するため、調査書に加えて学校推薦型の指定校を除く入学試験に理科「化学」の科目を取り入れている。一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、大学入試センター試験利用入試では「化学基礎・化学」を必須、総合型選抜の AO・地元枠及び学校推薦型選抜の公募では「化学基礎・化学」の基礎学力検査、社会人入試では面接試験のなかで口頭試問により基礎学力を確認している。

令和 3 (2021) 年度入試においては、コロナ感染による高等学校の学習状況を鑑み、年内日程の入試においては出題範囲を理科「化学基礎」とし、入試当日に体調不良等で受験

できなかった受験生に対し別日程で振替受験を可能とする方策をとった。

更に、総合型選抜の AO・地元枠・社会人、学校推薦型選抜などにおいて、個別面接試験を設けている。面接時には建学の精神、薬剤師志望の動機、薬剤師になることの難しさの理解度など、アドミッション・ポリシーに基づく視点で評価を行っている。個別面接は 2 人の面接官で行い、審査で大きな差が生じないようにマニュアルを作成し、評価項目ごとに質問例を示し、評価の標準化を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の平成 29 (2017) 年～令和 3 (2021) 年度学部の入学定員は 370 人、収容定員は 2,160 人である。平成 29 (2017) 年度より、教育を行う環境の確保のため、「転科合格制度」「補欠制度」を導入し、入学定員を守るよう細心の注意を払っている。平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度の学科別入学者と定員充足率の状況を表 2-1-2 に示す。

表 2-1-2 平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度の学科別入学者と定員充足率の状況

学科／課程	入学定員	入学者(人)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
		定員充足率					
健康薬学科	60	入学者(人)	75	68	65	63	60
		定員充足率	1.25	1.13	1.08	1.05	1.00
漢方薬学科	120	入学者(人)	147	137	129	131	121
		定員充足率	1.23	1.14	1.08	1.09	1.01
臨床薬学科	160	入学者(人)	186	183	172	177	174
		定員充足率	1.16	1.14	1.08	1.11	1.09
薬科学科	30	入学者(人)	33	33	32	30	28
		定員充足率	1.10	1.10	1.07	1.00	0.93
薬学専攻博士課程	3	入学者(人)			5	2	1
薬科学専攻博士前期課程	8	入学者(人)			5	9	9
薬科学専攻博士後期課程	2	入学者(人)					1
		定員充足率			0.91	1.00	0.85

以上、過去 5 年にわたる入試選抜は、入学定員に沿って適切に行われており、教育を行う環境は確保されている。

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

医療に貢献できる薬剤師及び薬科学研究者・技術者を育成・輩出することが本学の社会的使命であることから、より学力が高く伸展性のある入学者の確保に努めるため、入試広報活動の充実を図る。学校推薦型指定校入試の出願者に薬学を学ぶために必要な基礎学力が十分に備わっているか見極めることが必要であり、指定校に本学のアドミッション・ポリシーを明確に伝えることにより連携を充実させていく。また、優秀な人材を確保できるよう、志願者の推移を考慮しながら各入試区分の募集人数の配分について見直す。

県内で開催される「私学・私塾フェア」等の進学イベントに継続的に参加し、薬剤師体

験実習や理科実験を通して、積極的に若年層とその保護者へ薬学の魅力及び本学の「教育理念、教育目標」を広く社会に周知する。高大連携校との教育研究の機会に注力する。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修支援を行うために、教員（担任、配属研究室責任者、薬学教育センター）と職員（教務課、学生課及びキャリアセンター）が綿密に連携している。学生との接触頻度の高い教務委員会・学生委員会は、必ず担当する事務職員が入るように配慮しており、教職協働で、学内運営にあたる体制が整備されている。

教務委員会においては、月 1 回定期的に開催し、教育業務に関する方針・計画・課題を審議し、必要な業務を行っている。学生委員会では、所要に応じ概ね月 1 回開催するとともに、指導担任による学生に対する直接サポートを行っている。

新入生オリエンテーションは、大学生としての自覚を促し、充実した学生生活を過ごせるように、入学後速やかに行っている。教務委員会と学生委員会から、履修登録・大学生の学修に関すること、大学生活に関すること、図書館や学生相談室などの利用方法を説明している。在学生には、学年別のガイダンスで新学年への心構えと注意事項を指導している。

1年次に学ぶ基礎科目は薬学専門科目を理解する上で非常に重要であり、基礎科目の理解度を上げることは、留年、中途退学となる学生の数の減少につながる。そこで、平成26（2014）年度から生物系成績向上WG、化学系成績向上WG及び物理系成績向上WGを設置した。生物系では、講義の重要点の把握、理解、そして学力向上を目的として、補講、復習試験、それぞれの学習方法講習会等を随時実施している。化学系では、化学の基礎知識の確認と定着を目的として、新入生に対して化合物試験を実施している。物理系では、今後の専門教育を受けるために必要な計算ができることを目的に計算演習を繰り返している。

各学生には、研究室配属までの間は、原則として同一の専任教員が指導担任となる。指導担当教員は、個人面談などにより、学生の教学上及び生活上の問題の早期発見、早期対応を心掛けている。学生の状況把握に基づく情報は、関係する教職員間で共有し、細部まで行き届いた対応が可能となるように配慮している。また、指導担任は学生個々の面談表を作成し、指導の記録を残すようにして必要に応じ教員間で情報共有を図っている。

学修履歴の多様な学生に対する学修支援の場として、薬学教育センターに、教授 7 人、准教授 1 人、英語、数学担当の高校教員経験者 2 人を含む講師 7 人、助教 3 人及び本学卒業生である助手 2 人を含む計 20 人を配置して、課外において個々の学生に即応した丁寧な学修支援を行っている。対応方法としては、教育センターでの対面、オンラインによる対応、質問専用メールアドレスによる対応など、幅広い対応を実施している。また、学生

の自習の場として、図書館、自習室、講義室及び昼食時を除く食堂を時間外も開放している。

令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルスの影響下で緊急事態宣言が断続的に発令され、授業がほとんどオンラインでの実施となったため、大学での補習等の実施ができなかった。その代わり、教養生物学、細胞生物学で、講義の練習問題及び解説をオンラインで講義回毎に配信し、学生の理解向上に努めた。化学系と物理系は、対面での演習方式であるため実施しなかった。

卒業延期となった学生（以下「卒延生」という。）については、4月から8月上旬までの前期4ヵ月間、6年生とは別の日程で前期演習講義を受ける。この学生に対する前期演習は、学力向上、モチベーションの維持が目的である。なお、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、対面での講義をほとんど受講できなかったが、7月には対面講義を実施し、同時にオンラインでも講義動画を配信した。また、4月から9月までオンラインにて薬学総合演習の問題を配信した。更に定期的にガイダンス動画を配信し、コロナ禍における学生の精神安定に努めた。

このように本学では、教員と職員が連携して学生の資質向上を図っており、大学入学時から卒業に至るまでの学修支援体制が整っている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は、あらゆる受験生に機会の均等を保障するために、受験資格に心身に関する条件を定めていない。出願時に健康診断書の提出を求めておらず、入学試験募集要項には、受験時に特別な配慮を必要とする場合は事前に申し出る旨を記載している。申し出があった受験生に対しては、必要に応じて介助者を同行させたり、別室受験を実施したりするなどの対応をとっている。

入学時に提出する「健康調査票」には、障がいや疾病について記載する項目を設け、学生課が学生の状況を把握し、教務委員会、学生委員会、指導担任と保護者と連携して、学生が安心して勉学に励むことができるよう充実した支援体制をとっている。

本学の大学院は1研究科2専攻であり、設置後日が浅く、在籍学生数が26人と少ないことから、TA制度の導入にはいたっていない。その代わり、薬学教育センターでの教員による教育活動に加えて、学生による学内個人指導制度を導入している。学修支援を希望あるいは必要とする学生には、時として上級学年の学生から実際の授業に関する学習方法を教えてもらったり、アドバイスをもらったりすることが学修意欲及び学力の向上に非常に有効である。他方、上級学年の学生にとっては、教えることで知識が深まる。この制度は、従来教員の立ち会いのもと、教育センター内で実施していたが、現在のコロナ禍においては、オンライン型で実施している。また、本制度実施に関しては、ガイドラインを設けてトラブルを防いでいる。

授業担当教員は、オフィスアワーを設けて、講義内容についての疑問や分からない点等の相談を受け付けており、学生とのコミュニケーション強化と学生の自主的な学修を促すための支援を行っている。ほとんどの教員は、時間を問わず学生の疑問に対応している。また、学外からでもメールにより教員に相談することができる。

学生の講義に対する満足度を調査するため、学期ごとに全ての科目を対象にして授業ア

ンケート調査を実施し、迅速な授業改善を目的に、授業アンケートの結果に基づいた自己評価や改善策を明記した授業自己点検報告書を全教員が提出している。

平成 27 (2015) 年 4 月に新入生を対象とした 2 泊 3 日の合宿研修（フレッシュマンセミナー）を「かるいざわグリーンヴィラ都築学園グループセミナーハウス」で開始した。この合宿研修では、新入生が 2、3 年次生を中心とした学生や同級生との交流により信頼の繋がりを深めるとともに、本学教員、事務職員と接することで、学生同士や教職員とのコミュニケーション、人間関係を広げるよい機会となっている。令和 2 (2020) 年度は、新型コロナウイルス感染防止のために合宿を中止し、希望者に対してオンラインによる「Web 新歓（ネット交流会）」を実施した。

本学では、留年・退学問題に対して退学防止委員会及びその下部組織である留年・退学防止 WG を立ち上げ、詳細な分析と対策を議論してきた。退学者の退学理由について分析をしてみたところ、①成績不振②経済的問題③精神的な問題等に集約されることが見いだされた。成績不振を理由とする退学者が最も多いことから、全ての学力試験の入学試験に化学の試験を必須とした。

留年・退学者はセンター方式や一般入試と比較して指定校推薦・AO 入試入学者に多く、入試において、指定校推薦入試では評定平均値を上げるとともに学力試験を伴う「ブラッシュアップ試験」の受験を促している。また、推薦・AO 入試合格者には、入学前教育、スクーリング等の充実を図っている。

中途退学者は 1～2 年次に集中してみられることから、1 年次には生物系・化学系・物理系各科目成績向上 WG による成績向上を図った。

本学における学内個人指導制度は、入学時のフレッシュマンセミナーより新入生とかわるばかりでなく、薬学教育センターを中心とした学内家庭教師制度は、上級生からの立場で実際の授業に関する学習方法を教授され、アドバイスをもらうことで学修意欲及び学力向上に役立っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

薬学を修学するための基礎科目（物理系、化学系）の学力をつけるための 1 年次成績向上 WG の活動は、これらの科目の重要な点の認識と理解に貢献し、定期試験における成績向上に繋がったと考えるが、総合的な学力の向上を目指したい。将来的には、2 年次、3 年次の学年でも、基礎科目の定着・向上を目的として、補習などを通して実施することを検討する。4 月には、2～4 年生に対して学年ごとの到達度試験を実施し、その結果を指導担任経由で、学生自身にフィードバックし、新しい学年での学習支援に役立てていくことを考えている。

在学生に対してはアンケートを実施し、それを解析することにより学修支援へのフィードバック体制を整えていく。アンケートは在学生のみならず、就職後の企業、薬局、病院側の評価を踏まえ、卒業生に不足している項目を解析し、教育体制を充実していくことを目指している。また、指導担任に関しては、メール対応、面談などで随時学生の相談に乗っているが、指導担任記録簿として記録保管し、年度末には学生課へ提出し、IR にて保管することを考えている。将来的には、退職、研究室配属等で在学中に指導担任が変更となった際にも、参考にして学生支援にあたっていけるものを目指している。

卒延生に対して、現役の 6 年次とは別の講義日程を組み、学力向上を目指す。特に不得意な科目あるいは特定な内容については、担当教員が担当学生を集め、補習等を実施することを考えている。また、指導担任が随時面談し、学習、生活面での積極的なサポート体制を整えていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

学生一人ひとりの個性を尊重した就職指導が行えるように、就職指導は、学生の研究室の指導教員があたることとし、厚生委員会及びキャリアセンターは指導教員による就職指導に協力し、学生を支援する体制を整えている。厚生委員会、キャリアセンター及び指導教員が一体となって学生の就職支援活動を行っている。

厚生委員会は、教員 17 人及び職員 6 人により構成されており、主にキャリア支援事業を企画・立案し、就職指導に関する事項を審議し決定している。また、厚生委員会は同窓会担当、企業就職担当、公務員就職担当、病院・調剤薬局・ドラッグストア就職担当、登録販売者講習担当、学生相談担当、教職就職担当及び英語担当の 8 つの担当を設け、それぞれ学生の要望に対応して就職先確保のための情報の収集及び提供を行っている。

厚生委員会を、年 2 回開催した。インターンシップ、キャリア支援プログラム及び就職状況などの情報共有、登録販売者講習及び TOEIC 受験支援などの就職支援体制の向上等について協議している。

キャリアセンターは、学生の自律的な就職活動を支援するために、学生一人ひとりと向き合い、個性に合わせた就職サポートをすることを目的に、平成 22（2010）年 11 月に開設された。キャリアセンターでは、厚生委員会委員長がセンター長を兼務している。教員 2 人（厚生部長兼務・厚生副部長兼務）、常勤 4 人及び非常勤 1 人の計 7 人で構成されている。キャリアセンターでは月に 2 回、教員 3 人（厚生部長・厚生副部長〈企業就職担当〉・厚生部長補佐〈同窓会担当〉）と事務職員 5 人の計 8 人で構成される定例会を開催し、学生の就職意欲の向上、学生の個性・特色に応じた取組みについて熱心な議論を行っている。

キャリアセンターは学生に対して、主として以下に示す支援を実施している。

- 1) キャリアセンターの利用案内をホームページ上に公開している。
- 2) ホームページには進路支援システムがあり、学生は企業や薬局、病院などの新しい求人情報等に学内外から 24 時間どこからでもアクセスすることが可能になっている。
- 3) 定期的に発信するメールマガジン等により就職関連情報を提供している。5 年生（薬科学科は 3 年生）に対しては主にインターンシップ情報を、6 年生（薬科学科は 4 年生）に対しては主に就職情報を、低学年に対しては主に就職を啓蒙する情報を提供している。
- 4) 5 年生（薬科学科は 3 年生）に厚生委員会が編集した『就職ガイドブック』を配付し、

就職活動の準備を分かり易く説明している。

- 5) 就職活動意識及び職業意識の啓発のために就職支援プログラムを構成し、継続的な各種ガイダンス及び就職セミナーを開催している。就職ガイダンスを年2回、5月～12月にかけて「病院・薬局・薬系企業のランチョンセミナー」（令和2（2020）年度は中止）、「業界理解セミナー」を年1回、「着こなしマナー講座」、女子学生限定の「メイクアップセミナー」をオンライン動画配信により開催した。また、例年はインターンシップの推進のために、年2回春と秋に学内にインターンシップ相談窓口を設けて、学生がインターンシップに参加しやすい環境を提供してきたが、令和2（2020）年度はメールマガジンにより適宜インターンシップ情報を該当する学年別に発信した。また、11月には、映画監督の田中光敏氏並びに文化放送の竹内靖夫アナウンサーを招聘して、「人を思いやる、そして寄り添う心が明日のあなたを研ぐ」をテーマに「就職啓発セミナー」を行った。【第一部】バンブー竹内の聴くクスリ、【第二部】協賛企業5社に勤める先輩薬剤師によるトークセッション
- 6) 3月には支援会社の協力を得て126団体が参加する「Web 合同企業説明会」を開催し、178人の学生が参加した。
- 7) キャリアセンターでは、個別相談を対面、オンライン、メール及び電話にて対応している。低学年では、将来の進路に関する相談、4年次以降の高学年では履歴書添削、自己分析、模擬面接やインターンシップに関する相談が多い。

（3）2-3の改善・向上方策（将来計画）

昨年度末から拡大した、新型コロナウイルス感染症に対応することが喫緊の課題である。相談業務、ガイダンス、セミナーのいずれも対面式での実施が困難となることを考慮し、それに代わる就職支援活動として、以下を計画・推進中である。

- ・ オンラインでの相談や面接練習の構築
- ・ 登録販売のテキスト及び履歴書用紙等の郵送
- ・ 動画配信によるガイダンスの開催
- ・ ・ 就活情報を提供するメールマガジンの増便
- ・ キャリアセンターで対面相談や面接練習を可能にするためのパーティションの設置
- ・ オンライン合同企業説明会の開催
- ・ オンラインによる登録販売者講習を開催
- ・ オンラインによる「着こなし・マナー講座」及び「メイクアップセミナー」の開催
- ・ 自動アルコール噴霧器の設置

これらの取組みは今回限りではなく、改善を加えて次年度も継続する必要がある。また、もし新型コロナウイルス感染症が収束したとしても、例えば採用面接はオンラインと対面が併用されるなど、旧来の就職活動とは変容する可能性が高い。より効果的なキャリア支援活動のためには、このような社会情勢を注意深く分析しつつ、現在開始した、オンラインを取り入れた支援活動の最適化を継続したい。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生支援（生活指導・支援、課外活動支援）は、「学生課」及び「学生委員会」が、有意義な学生生活を送るために種々の活動を行っている。

本学は、全学生にメールアドレスを付与し、大学と連絡が取れる体制を整えている。本体制では、講師以上の教員が各学年 6 人程度の学生を担当として受け持ち、教員と学生とのコミュニケーションを図り学修と学生生活を支援している。研究室配属後は、卒業研究の指導教員が担当となり、卒業研究のみならず、学生生活、実務実習、就職活動及び薬剤師国家試験対策等の総合的指導を行っている。

学生の保護者に対しては、入学案内及び大学ホームページで問い合わせ先を知らせるとともに、大学からは成績通知、横浜薬科大学後援会が定期総会（5 月開催）を案内する際に同封した大学の報告文書及び横浜薬科大学後援会だより（8 月）への大学の寄稿などで保護者との連携を図っている。保護者の電話での意見や要望は、個々に相談に応じているほか、横浜薬科大学後援会総会時に直接伺うようにしているが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染防止のため書面総会となったため、保護者から直接意見を聞くことは出来なかった。

本学は、最寄りの各駅より路線バスで約 20 分の場所に位置しているが、必ずしも講義の時間に合わせて運行されていないため、無料のスクールバスで送迎している。自転車や原動機付自転車で通学する学生もいるため、大学の敷地に、約 100 台の自転車及び約 60 台の原動機付自転車が駐輪できるスペースを有している。また、駐輪のルールやマナーの教育を学生委員会及び学生課が行っている。

大学構内では全面禁煙としている。大学ホームページで知らせるとともに、前期及び後期のガイダンスにおいて、大学構内における全面禁煙を徹底し、受動喫煙を含めて喫煙の健康被害に対して危機感をもつ指導を行っている。また、薬物乱用の危険性や社会影響を深く認識するための学内掲示や薬物乱用に精通した本学の教員による特別講義を行っている。

学内外の事故やトラブル、緊急時の対応のために、年度初めのガイダンスにおいて、浜薬生のトラブル回避読本、大地震対応マニュアル（ポケット版）を配布指導している。また、学生便覧に事故等対応を記載し、大学ホームページに大地震対応マニュアルを掲載するとともに、防災避難訓練を定期的実施する等、学生が対応できるよう努めている。

学生の保険については、全学生を被保険者として、学生教育研究災害傷害保険（学研災）、学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）に加入し、正課中、実務実習中、課外活動中及び通学中の学生の傷害の医療費、賠償について保険金が払われるようにしている。また、本人の病気等の保険金が支払われる任意加入の「学生総合保障制度保険（付帯学総）」を入学時に紹介している。

本学には、12 の部及び 33 の同好会があり、それぞれ活発に課外活動していたが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染防止のために、活動を自粛とした。顧問は、本学の専任教員で相談や指導に当たっている。学生主導により設立された「濱薬仁会」は、部や

同好会の運営の支援や新入生を対象とした大学生活を紹介する小冊子を作成、配付する等の活動を行っている。各部・同好会には部室を提供し、学内施設の使用の便宜を図っている。横浜薬科大学後援会は、部・同好会の活動費の一部を補助している。また、学生の学会参加を一部補助している。

学生の心身の健康維持のための施設として医務室と学生相談室を設置している。医師の資格をもつ専任教員2人が在籍しており、医務室では、看護師2人が交代で在室し、緊急時にも速やかに対応でき、病院での処置・対応を必要とする場合に備えて、病院等の緊急時連絡表も作成している。令和2(2020)年度の医務室の利用は、新型コロナウイルスの感染防止のための学内立ち入り制限の影響で、令和元年度に比して295人少ない53件であった。その他に新型コロナウイルス感染症の相談受けや聞き取りを64件実施した。他方、学生相談室では、臨床心理士が常駐し、メンタルケアを目的とした学生等のカウンセリングを実施している。医師、臨床心理士、看護師及び専任教員で構成される学生相談員が、精神的な問題や人間関係の悩みを抱えている学生の相談に対応している。相談者のプライバシーを守り相談しやすい環境とするため、学生相談室は他の学生の目につきにくい図書館棟10階に、また、相談対応に事務センター内の面談室を使用している。カウンセリングは、従来からの対面、電話、メールの相談に、オンラインでの相談を追加した。令和2(2020)年度のカウンセリングは、令和元年度に比し43件少ない384件であった。学生相談のポスターを学内に掲示、大学ホームページで知らせるとともに、学生便覧に掲載している。

年1回の定期健康診断を、年度の初めに全学生に対して学内で4回に分けて実施している。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染防止と緊急事態宣言への対応のため、7～10月、6回に分けて実施した。学生への受診指導は、全学生への一斉メールにより周知し、学内での未受診者に対し学外での受診指導を行い、令和2(2020)年度の受診人数は、2,290人、受診率92%であった。診断書に所見があった学生には、看護師が所見に応じた対応を行うよう個別に指導している。

奨学金に関する情報は、大学ホームページで知らせるとともに、入学及び新学期開始直後、一斉メールで知らせ、相談を促し、学生課窓口での相談及び電話相談に応じている。本学は高等教育修学支援新制度の機関要件の確認を受け、令和2(2020)年度は制度開始初年度として、希望する学生が給付型奨学生等としてなるよう相談に応じ事務手続きを行った。

本学独自の奨学金制度(無利子の貸与型)として「横浜薬科大学修学支援貸与基金」を設置し、家庭の事情や災害などで修学が困難になった在学生や留年で経済的負担が増し退学を余儀なくされる在学生などの就学困難者への経済的支援を実施している。

これらのことから、本学における学生サービス(生活支援・課外活動支援・危機管理)、奨学金貸与などの経済的な支援は適切に行われている。更に、ハラスメントを未然に防止する組織や施策、また、「医務室」及び「学生相談室」を活用し、学生の心身に関する健康相談、カウンセリング並びに生活相談についても適切に行われている。

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

学生に対する担任を介した生活支援、学生サービスを知らせるメールシステム、大学ホ

ームページは整備されているが、これらの制度を利用しない若しくはできない学生もいることから、必要な学生が支援等を受けられるよういっそうの体制整備に努める。更に、インターネットを始めとした ICT 技術を活用し、支援体制の充実を図っていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

(校地)

本学の校地等面積は 71,742 m²である。その内訳は、校舎敷地 56,734 m²、運動場 2,251 m²、その他、薬草園等 12,757 m²である。

(校舎及び施設)

・ 本学の校舎及び施設の主要なものは次のとおりである。

名 称	構 造
講義棟・研究実習棟	地上 4 階建
Leo Esaki 記念ホール	地上 1 階建
図書館棟	地上 21 階建
体育館	ドーム式
屋内テニスコート	ドーム式
動物実験施設	地上 1 階建
厚生棟	地下 1 階、地上 2 階建
事務棟	地上 1 階建
キャリアセンター	地上 1 階建
ドリームビル	地上 3 階建、2、3 階を使用

・ 本学の校舎等の施設の内訳は次のとおりである。

施 設	数	内 訳
講義棟・研究実習棟 講義室	20	収容人員 400 人 2 室、300 人 4 室、200 人 5 室、 160 人 6 室、70 人 2 室、50 人 2 室
実習室	9	収容人員 120 人 7 室 地学実習室 1 室、無菌室 1 室
専門研究室	28	教員室、セミナー室、研究・実験室

共同研究室	8	セミナー室、研究・実験室
多目的講義室	2	収容人員 78 人 1 室、62 人 1 室
情報処理・LL 教室	2	コンピュータ 120 台・LL 機器 80 台設置 2 室
模擬薬局	1	調剤室、医薬品情報室
Leo Esaki 記念ホール	1	収容人員 487 人
図書館	1	図書、学術雑誌、視聴覚資料の所蔵
動物施設	1	飼育室、ケージ洗浄・消毒室、動物処置室
厚生棟	1	食堂、ロッカー室、クラブ部室、 ローソン横浜薬科大学店、保全（守衛）室
ドリームビル	1	カフェテリア、自習室、研究室（ドライ）5 室

（施設の運営・管理）

施設整備は管理営繕課が行い、教員と連携しながら維持、管理に努めている。また、法令に基づく消防設備の点検については消防署に、電気設備・エレベーター設備・給排水衛生設備の保守・点検、廃棄物処理等の専門性が要求される業務は外部の専門業者に委託することにより、教育・研究活動を安全かつ円滑に行える環境の保持に努めている。

火災や地震等の緊急時に備え、避難訓練を年 1 回行っており、学内の安全管理に努めている。なお、すべての施設の耐震診断、耐震改修工事は完了しており、耐震化率は 100% である。

防犯対策については、警備員が平日夜間と休日も常時駐在し、24 時間体制で警備している。機械警備や監視・防犯カメラのほか、外来者の入構管理、校内外の巡回、監視を行う等の防犯対策を講じている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

（講義室）

すべての講義室に映像・音響設備が設置されている。Leo Esaki 記念ホールは、通常の講義のほかに、外部講師を招いての講演会や卒後教育、市民公開講座、各種式典なども行われている。

（実習室）

学生実習に使用される施設は、実習室 7 室（物理系、化学系×2、生物系、薬剤学×2、衛生薬理）、地学実習室 1 室及び模擬薬局 1 室である。模擬薬局には、初回面談・服薬指導カウンター、調剤室、医薬品情報室、無菌室及びフィジカルアセスメント・シミュレータがあり、適切な規模の施設・設備が整備されている。

（専門研究室）

専門研究室では、6 年制 4～6 年次及び 4 年制 3・4 年次の学生を分担して卒業研究の指導を行っている。指導教員の監督の下に、高度な分析機器等も使用しながら卒業研究を行っており、卒業研究に相応しい施設・設備が整備されている。専門研究室は、教員室、セミナー室、研究・実験室に分けられており、セミナー室は配属となった学生がセミナーや自習に使用している。

（共同研究室）

中央機器室は、各研究室が共同で利用する大型の機器を設置しており、学生の卒業研究、教員の研究に利用している。動物実験施設は、学生実習、卒業研究、教員の研究に必要な動物実験を行うために使用している。薬草園には温室があり、約 300 種類の薬用植物を栽培している。

（図書館）

本学図書館は、図書館棟の 1 階から 8 階に設置されている。閲覧席はの各階に合計 382 席を有している。

図書及び学習資料については、学生・教職員からの図書購入希望調査やジャーナルの利用アンケートなどのデータに基づき、教育研究活動に必要な資料の構成を図書委員会で適宜協議し、順次整備を図っている。蔵書の多くは薬学生の学修に必要な自然科学系の図書であり、また、教員が講義で使用する教科書や指定参考書などのほか、薬剤師国家試験に関する参考書や問題集も多数備えている。

現在の蔵書数は約 39,000 冊、その内訳は和書約 33,000 冊、洋書約 6,000 冊である。学術雑誌の総種類数は、国内誌 598 種類、外国誌 128 種類である。また、視聴覚資料の所蔵数は 629 点である。電子ジャーナルのタイトル数は 3,614 タイトルであり、学内の端末から検索・全文閲覧が可能となっている。一方、本学が所蔵していない資料については、学外への学術文献複写・相互貸借システムにより迅速に対応している。図書館相互貸借サービスの料金は大学が負担しており、利用者は費用を心配することなく、学修や研究に必要な資料を入手することができる。

図書館の開館時間は通常、平日 9:00～20:00、土曜 9:00～17:00 であるが、新型コロナウイルス感染症対応として平日 9:00～17:00、土曜 9:00～14:00 とした。開館準備中でも図書館を利用できるという早朝開館（8:00 開館）のサービスを実施しており、利用する学生も多い。

令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け、学生の入構制限やオンライン教育の実施等により図書館の利用にも大きく制限を設けることとなったが、図書館が郵送料を負担する配送貸出や学外から利用できるデータベース等の拡大など、新型コロナウイルス感染症対策下での図書館の利用継続に努めた。

（情報設備）

情報関連講義や演習を行う施設として、コンピュータ 120 台を設置した情報処理・LL 教室が 2 室ある。全てのコンピュータを令和元（2019）年度に更新した。

「CampusPlan（教員用 Web システム）」により出欠の登録、成績の登録及び学生カルテの閲覧ができる。この Web システムにより、教員は担任学生の出欠状況や単位の取得状況を確認することができる。他方、学生は「CampusPlan（学生用 Web システム）」により自分の出欠状況・単位取得状況を確認できる。

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和 2（2020）年度には講義室における密集を避けるため、学生が分散して同時に 2 部屋で受講できるシステムを 2 か所に整備した。また、学生用のタブレットを 500 台準備し、希望する学生に貸与するとともに、オンライン授業のポータルサイトなる HAMAYAKU e-Learning の稼働率の増加と利便性の向上のためにサーバーの増強とシステムの改修を行った。

6年制薬学教育では、22週にわたる実務実習（病院実習11週、薬局実習11週）が行われている。学生は、実務実習の進捗状況についてオンラインの「実務実習指導・管理システム」に日報と週報を記載しており、実習先の指導薬剤師、実務実習センター担当教員、学生担当教員が閲覧できる。

（体育施設）

体育施設として、体育館（ドーム式）、屋内テニスコート、弓道場を有している。体育館は、1年次通年自由選択科目「体育実技」で用いるほか、課外活動に利用している。また、入学式や卒業式、合同企業説明会等にも利用している。

（自習室）

学生が自習に使用できる場所としては、図書館内の閲覧席382席のほか、グループ学習や学生交流の場として図書館内の2階に42席のミーティングルームを設けている。図書館棟1階のガーデンラウンジ、講義棟1階の学生ラウンジ2室（計58席）、講義棟2～4階のデッキテラスのスペースに設置された3室の自習談話室、ドリームビル3階など自習室6室（205席）が常時開放されている。また、食堂及び講義室4室（1,085席）を非使用時に自習室として開放しており、自習スペースは十分に確保されている。

（軽井沢セミナーハウス）

セミナーハウスとして「かるいざわグリーンヴィラ都築学園グループセミナーハウス」を平成27（2015）年3月に竣工し、新入生研修、研究室のセミナーなど、学生間あるいは学生と教員の親睦を深める場として幅広い利用目的で使用している。

なお、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症のため一部の施設の使用を制限した。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

身体に障がいのある学生が不自由のない学生生活を送ることができるようにするため、車椅子による移動を容易にするためのスロープ、エレベーター、身障者用トイレなどを設置しており、ハード面においては構内のバリアフリー化が、なされている。また、固定式の机・椅子を設置している講義室においては、前方に車いすの学生が受講しやすいようにスペースを確保している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行うクラスサイズは、教務課で把握、評価し、調整している。講義、演習、実習の形態で授業ごとの各年度の学生数は異なるが、基本的には各学科で、科目によっては合同で講義を行っている。収容人員300人の講義室には受講者数概ね200人までを充てるなど、受講者数に応じた適切なクラスサイズとしている。1クラスあたりの受講学生数が多い場合もあり、その場合には、2クラスに分けて講義を行っている。令和2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染防止のため、対面授業を実施する際には、収容率50パーセント以下を基準により広い講義室を使用した。

（3）2-5の改善・向上方策（将来計画）

今後も本学の施設設備については、中期計画等に基づき確実に実施していく。また、そ

それぞれの設備に必要な保守点検を確実に実施する。新型コロナウイルス感染症対策について、学内においても遠隔授業を受講できる環境を確保するため、学生用の Wi-Fi を整備するなど施設面から検討していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見・要望は、教員が主要な結節において担任学生と直接面談することにより学生の意見をくみ上げて、教務委員会・学生委員会に報告する体制を整えている。

試験については、各学生はオンラインで成績の概要を確認することができ、詳細については担任教員に聞きに行くようにしている。FD 委員会は、教務課の支援を得て全科目で授業評価アンケートを行っている。各科目の担当教員は、授業評価アンケートの結果を分析した改善報告書を FD 委員会に提出し、次年度の授業の改善を図っている。

学業に関する学生からの質問、意見は、教務課でも随時メールで受け付けている。受け付けた各メールに対しては、教務課が直接、あるいは必要に応じて担当教員や関係部署に振り分けて対応し、学修の支援に努めている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の心身の相談に対応するため、医務室と学生相談室を設置している。特に、学生相談室では、教職員が対応できないような心理相談に関して、専門資格を有する臨床心理士が対応することになっている。相談に際し、担任の先生からの紹介の他、直接学生からのメールや電話にても相談・予約を行うことができ守秘性にも配慮している。学生の意見・要望の把握・分析と検討結果に関しては、四半期ごとに学生課長に報告し、必要に応じて学生委員会、教務委員会やその他事務局と緊密に連携を図っている。また、相談内容への対応、分析や検討結果に関して、公開できるものは、学生相談室から「カウンセリング通信」という形で、メールにて全教職員に送られている。

奨学金に関しては、2-4-① (2) にて、一般の奨学金、本学独自の奨学金について記載しているが、これらを含めた経済的な支援、心身に関する健康相談、など学生生活に関する学生の質問、意見や相談は、学生課を窓口として、随時メールでも受け付けている。新年度ガイダンス時に相談メールアドレスを学生に伝達しており、受け付けた各メールに対しては、学生課で対応又は臨床心理士、看護師、指導担任、関係部署などと連携して対応し、学生への支援の改善に努めている。その例としては、東日本大震災や熊本地震等の大規模

災害発生時には、学費負担者の被災状況を調査し、被災状況に応じた学費の減免を実施した。その他、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大による影響を踏まえ、大学独自の修学環境整備奨学金5万円を全学生に支給した。

2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関するさまざまな学生の意見や要望は、指導担任、学生委員会、教務委員会及び厚生委員会が収集し、意見や要望に耳を傾けている。学生委員会は、図書館棟及び厚生棟に1箇所ずつに「提案箱」を設置して、学生の要望をくみ上げ、その内容に応じて担当部署で検討し、対策を講じている。その結果を学生に回答するとともに、環境改善に反映させている。

このように、学修支援あるいは施設・設備等に対する学生の意見や要望、また、ストレス、ハラスメントあるいは病気による心身に関する健康相談には、提案箱又はハラスメント相談箱を設置して意見や要望を収集する一方、医師、看護師、臨床心理士を含む相談員が、学生の担任教員と連携を取りながら、面談等を通して学生の状態や意見、要望に適切に対応できている。また、保護者からの意見や要望も取り入れ、学修、環境、心身における学生支援に役立てる体制は整っている。

部活動を含む学修環境に関する学生の意見、要望は、学生課を窓口として、随時メールでも受け付けている。新年度ガイダンス時に連絡先のメールアドレスを学生に伝達し、受付後は、学生課を始め、管理営繕課などと連携しながら、学生への支援の改善に努めている。

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

担任との面談、提案箱、ハラスメント相談箱の設置により、学生の意見・要望を把握・分析するための体制は概ね整っていると考えているが、今後、学生満足度調査などを通して学生の要望に応えながらきめ細かな学生支援サービスの構築に努めていく。上述以外でもオフィスアワーの活用、各課窓口でも意見をくみ上げる体制の充実を図る。

【基準2の自己評価】

建学の精神に基づいたアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像を明確に示すとともに、学生募集要項やホームページにて受験生等に周知している。入学者選抜においては、多様な入試区分を設定し、アドミッション・ポリシーに基づいて、適切な入学試験を実施しており、入学定員に沿った適切な数の学生を受け入れている。

教務委員会、薬学教育センター及び教務課は、教職協働で学修支援を行っている。厚生委員会やキャリアセンターは、就職相談、助言体制を適切に運営している。学生委員会は、教員と学生課職員が協働で学生生活に関する相談・助言、また、通学や課外活動の援助、奨学金の手続き等、学生生活を安定させるための支援を行っている。

校地、校舎、設備等の学修環境は大学設置基準を満たし、授業によりクラスサイズを調整し、適切に管理できている。

担任制度、提案箱・ハラスメント相談箱等の設置により、学生の意見・要望を把握・分

析するための体制は適切に整備され、改善に反映している。

以上のことから、基準 2 は満たしていると判断できる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の 6 年制薬学科、4 年制薬科学科、大学院薬学研究科におけるそれぞれのディプロマ・ポリシーは、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」のもと、広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学術を研究教授し、臨床にかかわる実践的能力をもつ人間性豊かな薬剤師および薬学の専門知識と技術を備えた医薬品開発関連等の研究者・技術者を育成することという目的の達成と、それを具現化する教育目標を踏まえ策定された。6 年制薬学科においては、各科目履修により達成される成果は、文部科学省が示す「薬剤師として求められる基本的な資質」についても考慮した。

このディプロマ・ポリシーは、大学ホームページ、学生便覧、シラバス、リーフレット（建学の精神と教育理念『3 つの方針（ポリシー）』）を通じ、学内外に明示している。学生には、各学科・専攻において、入学時のオリエンテーションで周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学の 6 年制薬学科、4 年制薬科学科、大学院薬学研究科における単位認定、進級及び卒業認定の基準については学則で規定し、細部は履修規定に定め、入学時に配布される学生便覧に記載している。更に、各学年のガイダンス時、履修上の注意点について学生へ周知している。

各科目の成績評価方法は、科目責任者によってシラバスに記載され、授業の冒頭に科目責任者が学生に説明している。ただし、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染予防対策のため、対面で試験を実施できなかったことなどを踏まえ、評価方法を変更した科目があった。この場合は、授業のなかで変更点を示し、学生に周知した。

6 年制薬学科及び 4 年制薬科学科において履修する全ての科目は、履修規程のカリキュラム表に記載されている。更に、科目名とディプロマ・ポリシーとの関連が学年進行でわかるようなカリキュラム・ツリーや授業タイプ別「共通ループリック」における評価基準もわかりやすいようにシラバスに明示している。6 年制薬学科では、各科目履修により達成される成果は、ディプロマ・ポリシー及び文部科学省が示す「薬剤師として求められる基本的な資質」と関連付けられている。

履修規程により未修得科目数に基づく進級基準を次のように定めている。

- 1) 平成 27（2015）年度 1 年次については未修得科目数が 7 単位以上で留年となる。

2) 平成 26 (2014) 年度以前に入学した 2 年次から 3 年次への進級は未修得科目数が 5 科目以上、3 年次から 4 年次への進級は未修得科目数が 4 科目以上で留年となる。4 年次から 5 年次への進級は、未修得科目を 2 科目以上有する学生、又は薬学共用試験に合格していない学生は留年となる。5 年次から 6 年次への進級は、実務実習関連の未修得科目を有する学生は留年となる。

卒業要件は 6 年制薬学科（健康薬学科、漢方薬学科、臨床薬学科）の学生は 6 年以上在学し、総計 189 単位以上、また、4 年制薬科学科の学生は 4 年以上在学し、総計 124.5 単位以上を修得しなければならないと学則で定めている。

大学院の修了要件は、薬科学専攻修士課程の学生は 2 年以上在学し、総計 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士課程の目的に応じた論文の審査（又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験）に合格、薬学専攻博士課程の学生は 4 年以上在学し、総計 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査に合格しなければならないと大学院学則で定めている。

このように各学科、大学院における単位認定基準、進級基準、卒業認定基準及び修了認定基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて適切に策定され、学則、履修規程、シラバス等に明確に示され、学生に周知されている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

大学設置基準では、6 年制薬学部卒業要件単位は 186 単位以上であるところ、本学は 189 単位以上としている。

授業科目は「必修科目」「選択科目」「自由科目」に分け（「自由科目」は卒業要件単位には含まれない）、授業形態別に講義・演習・実習・実技科目に分類している。

各学年、前期及び後期の履修科目に関する教務部ガイダンスにおいて履修科目の単位認定に必要な要件を説明し、履修規程に従って実施している。

年 2 学期制を採用し、学年を原則として前期（4 月 1 日～9 月 30 日）と後期（10 月 1 日～3 月 31 日）に分けている。ただし 4 年次及び 5 年次は、病院・薬局での各 11 週間の実務実習を 4 期（2 月下旬～5 月上旬、5 月下旬～8 月上旬、8 月下旬～11 月上旬、11 月下旬～翌年 2 月中旬）に分けて実施している。

90 分の対面授業 10 回の講義をもって 1 単位、15 回の講義をもって 1.5 単位としている。ただし、令和 2 (2020) 年度の講義は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、本学の学習ポータルサイトである HAMAYAKU e-Learning を介して講義動画を配信し、各回の講義ごとに課題を課し、対面授業の 90 分に相当する内容が自宅で受講できるようにオンラインにて実施した。

単位は学則により、「(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位、(2) 実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位」と規定している。「実務実習（病院）」「実務実習（薬局）」は病院及び薬局における各 11 週間の実習をもってそれぞれ 10 単位と履修規程で規定している。なお、令和 2 (2020) 年度の実習については、新型コロナウイルス感染予防対策のため、オンラインにて実施し、必要な知識を動画より学ぶ形式とした。また、その理解度を確認するために課題を課し、自主学習分も含めることで十分な授業時間を確保した。また、実技については、希望者に限り、

対面にて体験実習を実施した。ただし、これについては単位認定のための評価には含めなかった。令和 2（2020）年度の実務実習は、事前に各受入施設との十分な協議を行い、適宜、連携の上、実施した。実務実習の実施にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に対応した 2020 年度薬学実務実習についての指針、2020 年 5 月 19 日、公益社団法人 日本薬学会・一般社団法人 薬学教育協議会」等の指針、薬剤師会等の発文書を参考とし、感染対策の徹底及び可能な限りの実習の質の担保に留意した。

成績評価は、点数が 100～80 点を「優」、79～70 点を「良」、69～60 点を「可」、59 点以下を「不可」としている。定期試験不合格者は再試験を受けることができ、再試験に合格した場合は 60 点で「可」としている。出席がその科目の授業時間の 3 分の 2 に満たないときは失格とし、当該科目の定期試験を受けることができない。なお、出席状況は、学生自身がオンラインにて確認することができる。

成績はオンラインで学生に通知している。前期・後期の成績確定後に、保護者宛に「成績通知書」を郵送している。

他大学で単位を取得している科目について本学の単位認定を希望する場合は、取得した大学での授業内容、単位数、授業時間、成績証明に関する資料をもとに、該当する科目責任者・担当者が確認し、60 単位を超えない範囲で教授会の意見を聴いて学長が認定している。

進級については、年度末に各学生の認定された単位数を教務委員会が集計し、学則の進級基準に照らし合わせて判定し、学生に通知している。

ディプロマ・ポリシーに基づき、6 年制及び 4 年制学科については、正規の試験に合格し所定の単位を修得した者に卒業を認定し、大学院については、所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格した者に修了を認定している。

このように教育課程（6 年制薬学科、4 年制薬科学科、大学院薬科学専攻修士課程及び薬学専攻博士課程）において、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準及び修了認定基準はそれぞれのディプロマ・ポリシーを踏まえ適切に設定され、学生への周知など厳正に適用されている。

（3）3-1 の改善・向上方策（将来計画）

成績評価において、平成 30 年（2018）年度より、学修到達度をみるため、授業形態別のルーブリック評価法を導入したが、良好な結果が得られている科目がある反面、科目によって評価法の効果が難しいなど検証の必要性が生じた。各授業形態のルーブリック評価項目（観点）や到達レベル（尺度）など、課題について検討し、検討を通じてルーブリック評価の改善・向上を図る。シラバスには、授業計画・授業内容、成績評価基準を全ての科目について定め、成績評価に活用しているが、それらの成績評価内容を深く分析して、より客観的な評価に努めていく。成績評価システムや単位認定システムは教務委員会が中心となって、基準に沿って行われているかどうかの点検を継続的に行っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシーは、本学の教育目的を踏まえて策定され、ディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとともにシラバス、学生便覧に記載している。ガイダンス時に学生に周知するとともに、大学ホームページでも公表し、広く周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、学則第 1 条に明示された教育研究上の目的に基づいて学科、研究科ごと設定されている。

6 年制薬学科においては現行の新カリキュラム・ポリシーは、平成 27（2015）年度からスタートした平成 25 年度改訂版・薬学教育モデル・コアカリキュラムの「薬剤師として求められる基本的な資質」の体得を基本とし、健康薬学科、漢方薬学科及び臨床薬学科の各学科の特色を明確に打ち出すことに留意している。ディプロマ・ポリシーにおいても教育研究上の目的に基づいて設定され、「薬剤師として求められる基本的な資質」の体得の達成及び健康薬学科、漢方薬学科及び臨床薬学科の各学科独自の専門性を身に付けることを目標としており、両ポリシーは一貫性のあるものとなっている。

4 年制薬科学科のカリキュラム・ポリシーは、平成 27（2019）年の設置時に策定され、実習、卒業研究及び課題解決型講義などを中心に、医療・薬学を取り巻く科学と技術の進歩のなかで、医薬品の有効性・安全性を確保するための創薬研究、再生医療研究・遺伝子治療などの新たな医療技術の開発等、社会の要望に応じられる研究者・技術者を育成するなど、ディプロマ・ポリシーに対応する薬学専門知識に関する教育課程を提供している。

大学院薬学研究科においては、学部各学科で学んだ知識・技能をより深め、高度な創薬学（新医薬品・新医療技術の創出）、基礎薬学、医療薬学（健康維持・疾病の治療・未病の回復等）に関し、自立的に研究活動が行え人類の福祉に貢献できるような人材の育成を目的としたカリキュラムを提供している。

このように、各カリキュラム・ポリシーは、大学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を礎に、大学の使命・目的を学則第 1 条に則り、学部、各学科・専攻の教育目標を学則第 3 条に定め、基準 3-1 で示されたディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）との整合性は保たれ、一貫性は確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

策定されたカリキュラム・ポリシーに沿って各科目を順次体系的に配置し、カリキュラム・ツリーに示している。

6年制薬学教育では、教育課程において、「薬剤師として求められる基本的な資質」を体得できるよう、8つの科目群、すなわち、①教養科目、②薬学導入科目、③基礎薬学系（化学系、生物系、物理系、衛生系）、④基礎医療系科目、⑤臨床医療系科目、⑥実習・演習科目、⑦実務実習科目、⑧卒業研究から編成されており、卒業研究で、コミュニケーション能力、問題解決能力及び研究推進能力の向上並びに生涯学習を継続する態度の育成を総合的に培っている。基本的な資質を培う教育に加え、健康薬学科、漢方薬学科及び臨床薬学科の独自性を打ち出した高度な知識と技能を有する薬剤師の育成に向けた学科専攻科目は、3学科共通の科目と関連してバランスよく配置され、特色ある薬剤師教育が行われている。

4年制薬科学科では、薬科学研究者・技術者として薬学に関する知識・技能を体得できるよう、①教養科目及び専門科目へのステップ科目、②英語を中心とした語学、③薬学と社会、④基礎薬学（化学系、物理系、生物系）、⑤衛生薬学（食品衛生学）、⑥医療薬学、⑦卒業研究、⑧選択科目の8つの科目群から編成されている。卒業研究は、自ら設定した研究課題に対し、最先端の医療知識や科学的知識を取り入れた適切な手法を選択した上で、問題解決に導く方法を身に着けることに加え、研究に必要なコミュニケーション力を付けるため、2年次後期より開始される。

大学院における薬科学専攻修士課程では、新医薬品・新医療技術を創出する技能及び漢方医療の技能を高め現代医療と融合する技能の涵養を目的とし、薬科学専攻博士後期課程では、博士前期（修士）課程から連続して、創薬及び新医療技術の開発における探索段階及び非臨床の開発段階で活躍できる研究者の育成を目的としたカリキュラムとしている。薬学専攻博士課程では、健康維持、未病からの回復及び疾病の治療のそれぞれを期待する者に対し、個の医療を施すために、薬の専門家として先導的役割が果たせるとともに、自らの経験をデータ化し、新たな副作用や医療技術の発見に繋げられる能力を養成できるカリキュラムとしている。

3-2-④ 教養教育の実施

6年制薬学科：本学で行われている教養科目プログラムは、薬学準備教育ガイドラインで例示されている内容に対応しており、（1）人と文化には「医療と哲学」（1年次）、（2）人の行動と心理には「心理学」（1年次）（3）薬学の基礎としての英語には「基礎英語1・2」（1年次、必修）、「薬学英语1～4」（1～4年次、必修）及び「薬学外国語論文購読（新カリキュラムでは薬学英语5に相当）」（5年次）、（4）薬学の基礎としての物理には「教養物理学」（1年次）、（5）薬学の基礎としての化学には「教養化学」（1年次）、（6）薬学の基礎としての生物には「教養生物学」（1年次）、（7）薬学の基礎としての数学・統計学には「基礎数学」（1年次）及び「基礎統計学」（1年次）、（8）情報リテラシーには「情報科学入門」（1年次）及び「情報処理演習」（1年次）、そして（9）プレゼンテーションには「国語表現法」（1年次）を、それぞれ必修科目として設定している。

選択科目として人文・社会領域で6科目（「人間と哲学」（1年次）、「社会と法律」（1年次）、「社会と経済」（1年次）、「医療と経済」（1年次）、「医療と法律」（1年次）、及び「社会福祉学」（1年次））、外国語領域6科目（「英会話1・2」（1年次）、「中国語1・2」（1年次）、及び「ドイツ語1・2」（1年次））を開講し、社会のニーズに対応した編成となっている。また、時間割編成においても、人文・社会領域については前期3科目、後期3科

目に分け、更に2クラス編成とするなどの配慮をして学生の選択機会を広げ、あわせて指導にも留意して取り組んでいる。

教養科目のなかで、薬学領域の学習と関連付けて体系的に履修できるカリキュラム編成を目指す科目に「教養物理学」(1年次)、「教養化学」(1年次)、及び「教養生物学」(1年次)があり、前述のように必修科目として前期に設定されて、専門科目への橋渡しの役割を担っている。担当者は全て専任教員であり、「教養物理学」は単独で、「教養化学」と「教養生物学」はオムニバス形式で授業を実施している。

4年制薬科学科：教養教育プログラムは6年制薬学科に準じ、薬学領域の学習と関連付けられる専門関連科目は必修科目(「基礎英語1・2」、「情報科学」、「心理学」、「教養化学」、「教養生物学」、「教養物理学」、「基礎数学」、「薬学英语1」、「国語表現法」、「医療と哲学」、「情報処理演習」)であり、選択科目として人文・社会系科目(「人間と哲学」、「社会と法律」、「社会と経済」、「医療と経済」、「医療と法律」、「社会福祉学」)と外国語科目(「英会話1・2」、「中国語1・2」、「ドイツ語1・2」)があり、開講時期及び単位数は6年制薬学科と同じである。4年制薬科学科では教職課程科目の授業があり、理科教員免許の取得を希望する履修者を対象に開講している。

また、各学年で取得できる年間の単位数の上限は45単位であることを、シラバス上に明記している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授内容・方法の改善を進めるための組織体制として、FD委員会が組織され、公開授業や授業アンケート、FD研修会を実施している。教授方法の工夫や改善については、授業アンケートの結果、定期試験の点数及び単位取得率などを自己点検することにより図られている。また、改善報告書についてはFD委員会に報告している。

問題解決能力醸成のための科目では、SGD (small group discussion)、PBL (problem-based learning) を中心としたアクティブ・ラーニング形式で行われている。演習・実習以外の講義でも、社会薬学1・2、早期体験学習、薬事法規制・制度、疾患別治療特論などの講義で取り入れられており、卒業研究は問題解決能力の醸成の集大成と位置付けている。講義で理解しにくい部分については、各科目担当教員がシラバス上、オフィスアワーを開示し、学生が容易に教授内容について理解が深められるようにしている。

教育目的の達成状況の点検・評価の指標として、本学では毎年、各授業の学習目標(到達目標)と授業概要(教育目的)及び授業計画を明記した「シラバス」を作成し、これをホームページ上で公開している。

教育目的の達成状況は定期試験等を行うことにより評価している。成績不振の学生には、成績表交付時に担任教員から修学指導を行っている。本試験で成績不振者の多い科目は当該科目の理解を深めるよう再試験前に補習を実施している。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

教養教育の実施に関しては、大学への導入教育、人間形成に必要な教養科目として履修させ、確実な基礎知識と主体的・積極的な学修態度を身に付けることができるようにするため、人文・社会領域の選択科目の充実に向けた改善を図っていく。

また、外国語領域に関しては、グローバル化に対応した人材育成を推進するとともに、大学院への進学希望学生の語学力を高めるためにも、系統性を重視した外国語教育の充実に向けた改善を図っていく。

教授方法の工夫については、継続的に改善を行っていくことが教育上重要であるという意識を共有するため、FD 研修会を開催し、いっそうの充実及び活性化を図る。

授業の方法や内容の改善にあたっては「授業アンケート」「授業の自己点検報告書」による結果を参考にし活用するなど、学生からの率直な評価や意見に加え、FD 研修、学外研修会などを通じて多角的な視点からの教授方法の改善を図っていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

大学全体としては3つの方針（ポリシー）を踏まえた学修成果を評価・測定するために、ポリシーごと、項目を設けてそれぞれが達成されているかどうかを検証してきた。特にディプロマ・ポリシーに関する評価指標としては、留年者数を含む学生異動状況、学位授与者数、薬剤師国家試験合格者数、進学・就職状況の調査結果については教授会で報告されてきた。

6年制の3学科においては、薬剤師に求められる10の資質を含むディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示するため、カリキュラム・ツリー及び薬剤師の10の資質に対応する科目名を、また、4年制薬科学科においてもカリキュラム・ツリーとディプロマ・ポリシーに対応する科目名を、それぞれのシラバスに掲載し、学生に周知している。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは一貫性が保たれ、カリキュラム・ツリーに示されるように、ディプロマ・ポリシーとそれらを達成するための履修科目の関係を明確にしているため、シラバスに基づき、個々の科目の学修が適切に実施されれば、ディプロマ・ポリシーが達成されるという仕組みを構築している。

科目ごとの学修成果は、一般目標（GIO）、到達目標（SBOs）、授業の形態をシラバスに記載し、授業を通して学生が身につけるべき知識や能力などを明確にし、学生が理解しやすいようにしている。特に、科目ごとの学修成果の点検・評価については、定期試験結果が中心となるが、科目により中間試験や課題などの成績を加えており、これらの評価基準（評価方法）についてもシラバスに記載して学生に周知している。定期試験終了後は、担任が担当学生の成績をオンラインで確認できるシステムとなっており、個別の面談を通して試験結果に関する学修指導を速やかに行っている。

実習科目のうち、実務実習事前教育科目、実務実習、SGD を主体とする科目や卒業研究については、ルーブリック評価が用いられている。実務実習においてはポートフォリオ評

価、また問題解決能力醸成を目的とした卒業研究において、卒業論文の評価は、研究の計画、取組、議論、プレゼンテーションを通して、コミュニケーション能力、研究能力、自己研鑽、教育能力などの資質に関わる評価基準を設け、指導教員、副査で評価するシステムとなっている。

6年制薬学3学科においては2～6年生、4年制薬科学科においては2～4年生を対象に、学期当初に意識調査学生アンケートを実施し、授業に対する学修時間、予習復習学修時間、学修支援体制、学修成果満足度などを調査して、学科単位の集計結果をリーフレットにまとめ、全校で共有している。

年度末には在学生の資格取得状況を調査し、キャリアセンターで情報を集約している。また、学科毎に卒業生の就職状況を調査し、厚生委員会・キャリアセンターで情報を集約し、ホームページで公開している。

令和2年度より、大学で学んだことで卒業後役に立っているもの、学生時代にもっと身に付けておけばよかったと思うことなどについて自己点検・評価委員会内に設けた「学生意識調査プロジェクト」で調査している。ディプロマ・ポリシーに関する設問を設け、学生自身から見たディプロマ・ポリシーに対する認識を確認することとし、学修成果の客観的達成度評価の仕組みを構築しつつある。

厚生委員会・キャリアセンターで卒業生の就職先企業へのアンケートを実施し、大学が期待したような学生が輩出されているかなど、学生のディプロマ・ポリシー達成度に関する客観的評価に役立てている。

大学院科目を除いた全ての科目について、学生による「授業改善のためのアンケート」を毎学期実施している。授業内容に関する興味、理解度、授業レベル等について学生の意見を聞き、その結果を教員に戻し、さらに授業評価アンケートによる担当授業科目へのフィードバック・改善策の報告書をFD委員会に報告することにより、教育内容及び教育方法の改善に繋げている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育組織の側面からの学修成果の点検・評価のフィードバックとしては、各委員会、学部・学科、専攻等の各組織において点検・評価の対象を明確に定め、各指標に従って点検・評価し、自己点検・評価委員会、FD委員会を通じて各組織にフィードバックされている。学生による「授業アンケート」、「単位取得状況（進級率）」、「学修行動調査（学習時間アンケート、学修支援、アルバイト状況）」、「共用試験合格者数」、「卒業生の就職状況」、「学位取得・就職・進路状況」「薬剤師国家試験合格者数」等については、大学ホームページでデータ・分析結果を公表し、全学的に情報共有を図るとともに、自己点検評価活動に活用されている。

科目毎の「授業アンケート」に関しては、その結果を基に各教員は授業の自己点検評価を実施し、「授業に関する自己点検評価報告書」の作成が義務付けられている。授業の自己点検評価項目には4つの観点、すなわち（1）定期試験最終成績の点数分布を自ら点検・評価し、教授内容、授業方法等教育活動の改善に活用していること、（2）授業終了時に行われる学生からの要望、アンケートの集計結果について、改善がなされていること、（3）

定期試験不合格者に対して追再試験前に手厚い教育（補習授業、課題提出など）を行うこと、（４）追再試験終了後でも、単位未修得者が定期試験受験者の10%以上の場合、単位未修得となった原因と分析を行い、改善策を立案すること、などが明記され、授業評価アンケートによる担当授業科目へのフィードバック・改善策の報告書とともにFD委員会に提出されている。

学生の視点に立った学修成果の点検・評価のフィードバックについては、定期試験及び追再試験ごとに配布される成績表を基に、担任・配属教室責任者が担当学生への学修指導を行っている。また、学生はポータルサイトである「横浜薬科大学 CampusPlan Web Service」に随時アクセスでき、自己の成績評価、単位取得率、授業の出席状況を把握できるシステムとしている。

学生の学修状況を改善するために、授業アンケートや学生意識調査を用いて自己学習時間や自習時間を確認している。この結果を参考に、シラバスに「準備学習」の項目を設け、各科目で必要とする自己の予習復習の学習内容を明記するとともに授業担当者からも周知し、学生に学修状況の改善を促している。また、オフィスアワーをシラバスに明記し、学生の積極的な利用を促している。さらに、シラバスには当該科目に対する「学生へのメッセージ」及び「関連授業科目」の項目を設け、学生に学修状況の改善を促している。さらに、「実務実習事前事後教育」、「実務実習」、「卒業研究」及びSGDを主体とする科目の評価はループリック評価とし、学修結果が学生にフィードバックするシステムが構築されている。

（３）３－３の改善・向上方策（将来計画）

令和2年に検証すべき項目を整理するため、自己点検・評価委員が中心となり、各ポリシーに対するアセスメント・プランを策定した。本プランに基づく評価・測定を、学生の入学時から卒業時にかけて、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部・学科）、科目レベルの3段階に分けて行い、教育の改善につなげていく。

学修成果を可視化する手法として、カリキュラム・ツリーを基準にディプロマ・ポリシーごとの到達度を示すレーダーチャートを検討し、学生が確認できるよう運用の準備を行っている。レーダーチャートには、「卒業時に望まれる到達ライン」と「平均ライン」をオーバーレイ表示してあるので、ディプロマ・ポリシーを評価する指標ごとの達成度や全体中の位置を把握することができる。また、経時的に並べて見ることで、個人の努力や成長の過程を可視化できると考えている。

【基準３の自己評価】

建学の精神と教育理念を礎とした教育目的及び人材の育成を踏まえ、学科ごと及び大学院のディプロマ・ポリシーの見直しを行い、適切に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準並びに修了認定基準を定め、適正に運用している。アクティブ・ラーニングの手法や、ループリック評価の妥当性の検証については、FD研修会を開催し、効果や課題などを共有しながら、教育の質向上を目指して実施している。

『3つの方針（ポリシー）』を踏まえた学修成果の点検・評価として、授業評価アンケー

ト、意識調査を実施して、検証・改善を行うことで、学修成果の点検・評価のフィードバックを適切に行っている。

以上のことから、基準 3 は満たしていると判断できる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

学則において、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定め、意思決定の権限は学長にあることが示されている。

学長が意思決定を行なうにあたり、その適正な判断に資する一助として、法人との連携を図る「運営委員会」があり、大学の管理運営に関する事項を審議している。

学則において、「副学長は、大学の円滑かつ柔軟な運営を図るため、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定め、委任された事項について意思決定を行ない、学長を補佐することとしている。

学則において、「学部長は、学部に関する校務をつかさどる。」としている。学部長選考規程第 2 条において「学部長は、学長の指示を受け、大学の教育及び学術研究の充実発展に寄与するため学長を補佐する。」と規定している。

大学院学則において、「研究科長は、大学院に関する校務をつかさどる。」としている。研究科長選考規程第 2 条において「研究科長は、学長の指示を受け、大学院の教育及び学術研究の充実発展に寄与するため学長を補佐する。」と規定している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学則第 45 条第 2 項において、「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。（１）学生の入学、卒業及び課程の修了 （２）学位の授与 （３）前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」としており、教学に関する本学の意思決定の権限と責任が学長にあることが明確になっている。

学長を補佐するため副学長 2 人を置いている。「副学長の職務に関する内規」において、「2 名の副学長は、それぞれ次の職務を担当するものとする。（１）管理・運営及び広報に関すること。（２）教学及び広報に関すること。」としている。

学則第 45 条において、「本学に、教授会を置く。」及び「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行なうにあたり意見を述べるものとする。」とし、教授会の役割及び審議事項を定めている。また、学長は「教授会規程」において、教授会の審議事項などを定めている。

大学院学則において、「大学院の教学に関する重要事項を審議し、学長に対し意見を述べ

るために本大学院に、研究科委員会を置く。」とし、教授会研究科委員会の役割及び審議事項を定めている。また、学長は「研究科委員会規程」において、委員会の審議事項などを定めている。

以上の結果から、学則などにおいて、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築はなされていると評価している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学では、教員の教育研究活動に対し、事務組織がさまざまな形でかかわることによって充実した支援が実現されている。教育研究活動に対する支援は、主として大学事務センターが担当している。大学事務センターに学務課、庶務課、施設営繕課、管理課、教務課、学生課、キャリアセンター、入試広報課、図書課及び国際交流課を配置している。これら事務の組織は、図 4-1-1 に示すとおりであり、職務分掌については、「都築第一学園事務組織規程」に示している。

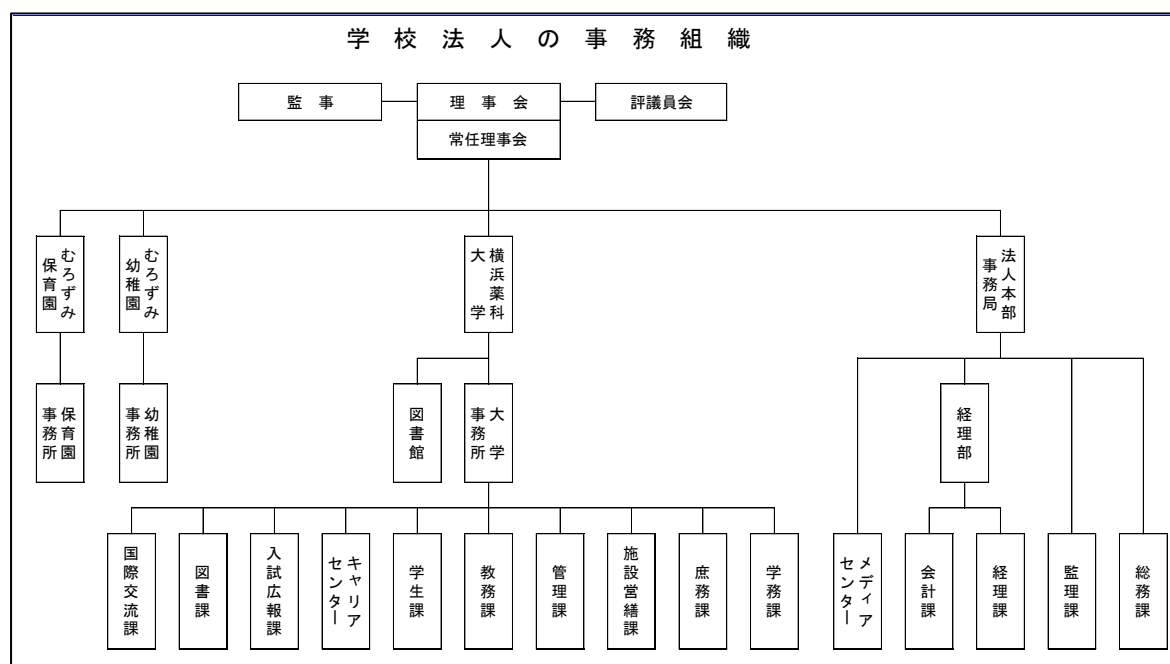


図 4-1-1 学校法人の事務組織図

本学には大学の適切な管理・運営のために、各種委員会が設置されている。これらの委員会には、事務職員もその構成メンバーとして参画し、教員とともに運営にあたっている。事務職員が教員と一体となって大学の管理運営を担うことにより、職員の意識と知識・技能の向上が図られて、職員の配置と役割が明確となっているため、教学マネジメントは機能的である。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学部、大学院の目的及び教育目的を達成する観点から、学長のリーダーシップを更に適切に発揮するため、将来計画委員会を中心とし各種委員会などの活動を活性化して、

各部署で業務内容を精査しながら組織運営を最適化していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の学士課程における専任教員は現在、教授 55 人、教員総数 103 人であり、設置基準（教授 45 人：教員総数 88 人）を満たし、必要専任教員数を 15 人超えて配置している（表 4-2-1）。また、実務の経験を有する専任教員数は 13 人であり、大学設置基準で必要とされる教員数（10 人）を満たしている。

表 4-2-1 専任教員数

学科	教授数（人）		総教員数（人）	
	在職者数	設置基準定数	在職者数	設置基準定数
健康薬学科	11	8	21	16
漢方薬学科	13	10	21	20
臨床薬学科	13	11	26	22
薬科学科	6	4	8	7
（大学全体の収容定員に応じた教員数）	12	12	27	23
合 計	55	45	103	88

本学の大学院課程における専任教員数は現在、薬科学専攻の博士前期課程の教授 21 人及び教員総数 36 人（設置基準：教授 5 人及び教員総数 9 人）、薬科学専攻の博士後期課程の教授 5 人及び教員総数 9 人（同：教授 5 人、教員総数 9 人）、また、薬学専攻の博士課程の教授 13 人及び教員総数 26 人（同：教授 5 人、教員総数 9 人）であり、設置基準を満たしている。

授業科目の担当教員配置に関しては、主要授業科目の大半を専任の教授、准教授又は講師が担当し、学生実習や演習科目については、助教や助手が加わるなど教育目的及び教育課程に即した教員を配置している。

本学の講師以上の教育職員の採用（内部昇格も含む）に関する手続きは、「横浜薬科大学教育職員選考規程」及び同規程の審査内規に定めている。その手続きは下記のとおりとなっている。まず、採用・昇格対象者を教育職員選考委員会で審査し、教授会の意見を聴いて、学長が上申し、理事長が決定している。この理事長の決定をもとに、新規教員の採用及び内部昇格を行っている。

教員は、毎年、教育及び研究活動の業績（教育実践上の主な業績、作成した教科書、教

材、参考書、教育方法、教育実践に関する発表、講演、著書・論文などの研究活動、学会及び社会における主な活動）を作成し、これらを数値化した「教員活動報告書」の作成を義務付けている。「教員活動報告書」の評価対象項目は、「1. 教育活動」「2. 研究活動」「3. 大学運営活動」「4. 社会貢献活動」となっており、数値化により総合的に評価している。また、これら教員活動報告書や教育・研究年報は、昇格などの参考資料としている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の授業改善及びその他の教育研究能力の向上を図るため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会、また、事務職員の職能開発（スタッフ・ディベロップメント：SD）委員会を設置している。FD 委員会の中には FD 推進ワーキンググループ（WG）を設け、平成 28 年度（2016 年）より毎年 FD・SD 関連の研修会や講演会の企画を立案し、定期的かつ継続的に実施している。

教員の授業改善及び学生の授業に対する意見を反映することを目的として、前期と後期の年 2 回、授業アンケートを実施している。今年度の多くは対面授業ではなく遠隔授業であったが、全ての講義科目を対象とし、学生にオンラインでアンケートを入力してもらい、その結果を点数化することで評価を行なった。個々の教員は、得られたアンケートの結果と定期試験の点数分布や合格率、得点分布などを記載するとともに、学生のコメントに対する改善計画を記述した「授業に関する自己点検報告書」を毎年提出している。

この他、授業評価 WG を中心とした教育研究業績などに関する活動報告書の作成、教員評価 WG を中心とした教育・研究年報の作成、浜薬研究（勉強）会 WG による浜薬研究交流セミナーの企画・開催があり、これらの活動を通して教育内容・方法などの改善の工夫・開発などの向上を図っている。また、今年度からベテラン教員による永年研究者記念講義を開催し、7 人の教授が 2 日間にわたり発表し、各教員間で活発な研究討論が行われた。なお、当日出席できなかった教員のために、Stream による配信を行った。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、授業は遠隔授業（オンライン授業）となった。4 月に全教員を対象に「オンライン授業のための研修会」を開催し、HAMAYAKU e-Learning、Forms、Stream、OneDrive の利用法や遠隔授業実施の方針を説明した。当日受講できなかった教職員のために、これらの利用法や遠隔授業実施の方針を OneDrive に掲載した。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の配置や職能開発などについては、今後も退職教員の動向に合わせ、適切な採用及び昇格を継続的に実施するとともに、大学設置基準を遵守し、若手教員の採用を積極的に進めることにより、バランスを考慮した教員の確保と配置に努める。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

事務職員の資質・能力向上策を検討・計画・実行する機関として SD 委員会を設置している。

年度当初に新任の教職員を対象に新任者教育を実施し、就業規則、学則、各種事務手続きなどについて修得させている。

職員の職能開発は、OJT（On the Job Training）を基本とするほか、職員の技能向上のため、文部科学省、大学関係協会などによる各種説明会・研修会や私学経営研究会、JMA（日本能率協会）が主催する SD フォーラムなど、部外の研修に積極的に参加させている。

全教職員を対象に「広報勉強会」などを実施し、少子化等学生募集環境の変化に対応した学生募集のあり方などについて認識の統一を図り、教職員一丸となった学生募集を行っている。

平成 28（2016）年から FD・SD 研修会又は SD 研修会を継続的に実施している。この研修会は、教職員の識能向上や本学が抱える各種の問題に対する認識の共有と解決策の検討を目的としている。本年度の研修内容などを以下の表 4-3-1 に示す。

表 4-3-1 令和 2（2020）年度 FD・SD 研修会

項目	内 容 等
日 時 場 所	令和 2 年 6 月 11 日 オンライン
参加者	学園総長、副学長、学部長以下教員 111 人、職員 67 人
研修内容	・ 第 106 回薬剤師国家試験に向けて ・ 令和 2 年度入試結果報告 ・ 今年度の学生募集の方向性
日 時 場 所	令和 2 年 10 月 12 日 エサキホール、一部オンライン
参加者	学園総長、副学長（以上オンライン参加）、 学部長以下教員 101 人、課長以上 15 人
研修内容	・ 新型コロナウイルス感染症下の募集広報について ・ 前期遠隔授業の成果をもとに、後期ハイブリッド事業について ・ 薬剤師国家試験に向けて各研究室等の取組について
日 時 場 所	令和 2 年 12 月 8 日 オンライン
参加者	学園総長、副学長（以上オンライン参加）、学部長以下教員 99 人

研修内容	・第 106 回薬剤師国家試験に向けての年度目標の達成状況と今後の対応について ・入学試験の状況について
日 時	令和 3 年 2 月 3 日
場 所	オンライン
参加者	学園総長、副学長（以上オンライン参加）、学部長以下教員 109 人
研修内容	・第 106 回薬剤師国家試験について ・文科省科学研究費助成金の採択状況について

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員だけでなく、教員との合同で実施する SD 研修を今後も継続し、更に充実した研修制度を整備する。本学は個々の職員に求められる資質・能力を向上させ、学生の支援体制の充実のため、SD 研修や外部研修会への積極的な参加、OJT を活用し教職員の能力向上を図る。本年度は新型コロナウイルス感染症のため、学外における研修への参加に制限を受けたが、来年度以降は、オンラインでの参加を推進し、研修体制を充実させていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究教育上の目的に沿った研究活動が行えるよう、4 つの学科（健康薬学科、漢方薬学科、臨床薬学科、薬科学科）には 30 研究室を設置している。これらの研究室には、薬学の各分野における基本的な研究が可能な設備が整っており、教員の研究活動及び卒業研究の指導が行われている研究室には実験室と教員の居室が設置され、学生が、実験を始めとする種々の卒業研究の指導を受ける環境を確保している。

研究活動については、中央機器室、動物施設及び薬用植物園が整備されている。中央機器室には、高度な研究活動を遂行するのに必要な各種の先端機器・装置類が設置されており、学生の卒業研究、教員の研究に利用している。機器の更新及び購入時には教員の希望を調査し、必要性に基づいた機器の選定を行い整備している。動物施設及び薬用植物園は、学生の実習、卒業研究、教員の研究のために使用されており、各規程で適切に運営・管理されている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学の学術研究の信頼性と公正性を確保するため、「研究倫理規程」を定めている。

上記規程および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 2 月 18 日、文部科学大臣決定)及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日、文部科学大臣決定)に基づき「横浜薬科大学における公的研究費等に関する不正防止計画」や「横浜薬科大学研究倫理教育計画」を作成し、対応している。年度初めに新着任者教育や教員連絡会において公的研究費の取り扱い及び研究活動の不正防止に関する内容を教員連絡会で周知している。教員や担当事務職員に一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)あるいは日本学術振興会(eL-CoRE)が公開している研究倫理 e ラーニングコースを受講させるとともに、不正を行わない旨の誓約書を提出させている。また、「研究費・研究倫理ハンドブック」を作成し、教員に配付している。学内外からの意見を聴くため、公的研究費の不正使用等に係る告発窓口及び公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口をホームページに公表している。

以上、研究倫理に関する規則が整備され、厳正に運用されている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究費については、基礎配分額及び教員数と配属学生数に応じた研究費を合算して、適切に配分している。中央機器室が管理する共有機器の更新、維持及び管理に必要な経費については、中央機器委員会が全学からの要望について協議して年度計画を立案し、その計画に基づいて運用している。また、予備費を計上しており、不測の事態にはそれを充当することで対応している。

外部資金の獲得については、文部科学省の科学研究費補助金(科研費)を始めとする公的研究費の公募期間や公募要領を教員連絡会やメール配信で連絡している。民間の公募型助成金などの公募情報、申請期限、応募要項は、随時、学内メールで情報を提供するとともに、横浜市経済局関連の外郭団体である木原財団の主催する BVA(Bio Venture Alliance)からの情報なども全教職員で共有し、教員が応募しやすくなるよう配慮している。また、科研費の申請書や共同研究・受託研究における契約書の作成支援を行っている。平成 30(2018)年度以降の外部資金の獲得状況は、表 4-4-1 に示すとおりである。

表 4-4-1 外部資金の獲得状況

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
文部科学省科研費	件 数	20 件	20 件	23 件
	受入額	4,420 万円	3,809 万円	3,172 万円
厚生労働省科研費	件 数	2 件	2 件	2 件
	受入額	750 万円	675 万円	750 万円
共同研究、受託研究、助成金等	件 数	14 件	10 件	10 件
	受入額	2,246 万円	1,519 万円	1,938 万円

このように研究活動への資金配分は整備された規則により行われ、設備などの物的資源、人的支援は適切に行われており、外部資金の獲得努力を行っている。

(3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

中央機器室の機器の更新及び購入により研究環境の整備に努める。研究倫理に関する規

則を整備し、厳正な運用を継続する。また、研究費の配分も適切に行う。引き続き、産学連携委員会及び学務課を中心として、科研費申請に関する説明会、同申請書の添削支援等を導入し、外部資金獲得を推進する。

【基準4の自己評価】

本学は、学長が教学に関する最高責任者とし意思決定を行っている。また、学長の任務を補佐する副学長を置き、学長の命を受けて教学及び大学の管理運営を補佐している。また、学長の意思決定に対し専門的な立場から意見を述べる機関として「教授会」「研究科委員会」が設置されており、適切に開催されている。「教育研究に関する重要な事項」については、「教授会規程」及び「研究科委員会規程」により定められ、周知されている。

本学に必要な専任教員は大学設置基準を満たしている。採用・昇任については規程が整備されており、適切に運用されている。

FDはFD委員会、SDはSD委員会を中心に、全学的に取り組まれており、FD・SD研修はテーマを変えて毎年実施されている。教員は、FD研修会を通して教育内容の質的向上を図っている。職員は個々の外部研修会に積極的に参加し、能力向上を図っている。

研究活動に必要となる施設・設備が適切に整備され、研究費を各研究室に適正に配分するほか、外部資金獲得の支援を行っている。また、研究活動の不正を防止するための規程を設けるとともに、研究倫理教育を全教員に受講させ、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。

以上のことから、基準4は満たしていると判断できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人都築第一学園は、「都築第一学園寄附行為」において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」としており、経営は教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従って誠実に行っている。

本学の建学の精神に基づき、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規程を整備して、高等教育機関として社会の要請に応える経営を行っている。

私立学校法第 47 条で指定されている事項について書類を作成し、請求があった場合、閲覧できるようにしている。同第 63 条の 2 に基づく情報公開、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究活動等の状況、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定している教員の養成の状況、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 7 条第 2 項に基づく情報公開についてホームページで公表している。また、寄附行為、監査報告書、事業報告書、役員等名簿、財務情報、役員に対する報酬等の支給基準についてもホームページ上で公表している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為に規定されている法人の意思決定機関として「理事会」を、また、諮問機関として「評議員会」を定例及び必要に応じ開催し、経営と財務の重要事項について審議がなされている。

法人の管理組織は、本学の将来計画と連携し、中期計画に基づき、年度の事業計画を策定している。これらの計画に基づく業務遂行とその分析・検討により PDCA サイクルを継続的に行い、目的実現に努力している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

キャンパス及び周辺環境美化を目指して、構内外の清掃、花木の植栽、樹木の手入れ、除草作業などを定期的に行っている。

省エネ活動として、①夏季のクールビズの実施、②空調設定温度の基準設定や照明の自動消灯装置及び照度切替装置、LED 照明の導入など節電を実施している。「横浜市環境影響評価条例」に基づく「大気汚染物質排出量調査票」や「特定建築物年間管理実施報告書及び年間管理計画書」などの報告書を横浜市へ提出し、大気汚染、水質、悪臭、低周波音など環境保全について問題のないことを確認した。

人権の保護に関しては、「ハラスメントの防止に関する規程」及び「個人情報保護規程」に基づき、「ハラスメント防止委員会規程」及び「個人情報保護委員会規程」を整備している。ハラスメントの防止に関しては、学外相談員を設置するとともに、教職員を外部研修会へ参加させている。学内においてはハラスメント防止講習会を開催し、ハラスメントに関するリーフレットを学生・教職員に配布し、周知、啓蒙に努めている。

本学園では「危機管理に関する規程」を整備し、火災、風水害、地震、事故、伝染病などへの対処要領を定めている。「防災安全委員会」は、教職員及び学生参加の防災訓練を定期的実施し、災害時の対応を訓練するとともに、防災意識を振起している。

また、防犯対策として各所に防犯カメラを設置している。警備は学外警備会社に委託しており、警備員が構内への出入りを監視している。更に、AED を要所に設置し緊急時の救護体制をとっている。

本学では薬学部の特性に鑑み、病原性微生物、遺伝子組換え実験、毒物などの取り扱いなどに関する規程を定め、微生物、遺伝子、毒物、化学物質などの取り扱い・管理の安全の確保に努めている。

以上のように、経営の規律と誠実性の維持、使命・目的実現への努力及び環境保全、人権、安全への配慮についての的確に実施している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも社会情勢の変化に適切に対応し、法令を遵守しつつ経営の規律と誠実性を維持していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の意思決定機関である「理事会」は、定例及び必要に応じて開催されており、寄附行為に定める事項などについて、審議・決定を行っている。

本学園の理事会は、理事 5 人以上 7 人以内で構成され、理事総数の 3 分の 2 以上の出席により成立する。理事は寄附行為第 6 条に基づき選任され、学校教育法第 38 条第 5 項に規定される本法人の役員又は職員でない者 2 人を含めており、社会経験が豊かで、経営に関する見識を有する者で構成している。

法人の運営を円滑・迅速に実施するため、寄附行為第 6 条の 2 の規定に基づき、理事 3 人以内で構成される「常任理事会」を設置し、重要決定事項を除き審議・決定し、その結果を「理事会」へ報告することとしている。

令和 2（2020）年度は年間 5 回開催された。

以上のように、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制は整備され運営されていることから、理事会は適切に機能している。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会機能の健全性を維持するため、理事の選任にあたっては、学校教育法第 38 条第 5 項に規定される本法人の役員又は職員でない者を、今後とも 2 人以上含め、社会経験が豊かで、優れた見識を有する者を充てていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会には、寄附行為の規定に基づき学長が理事として参加し、本学にかかわる審議議事案件について適切な判断ができるよう情報を提供し、理事会との情報の共有に努めている。

学長の校務運営に関する決定事項、教授会で審議された意見などを周知し、意見交換を行うため、教職員が出席する「教員連絡会」が設けられている。教育研究に関する各種事項などについて審議するため、「教務委員会」「学生委員会」「FD 委員会」「IR 委員会」などの各種委員会及び必要に応じ下部組織としてワーキンググループを設置し、教職員や研究室などの意見を汲み上げている。意見、提案などについては、必要に応じ教授会で審議・報告され、学長への意見の提出などを行っている。

法人の意思決定機関である理事会を支援するため、大学の管理運営などの事項について審議する「運営委員会」を設置し、理事会及び評議員会に諮る重要事項を事前に協議し、提案内容を調整するとともに、全体の意見調整を行なっている。運営委員会には、大学から学長、副学長、学部長、事務長のほか、議案に応じて関係部長が参加している。

寄附行為において、「理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人の業務を総理し、この法人の業務について、この法人を代表する。」と定め、リーダーシップを発揮できる環境となっている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会及び評議員会での提出議案などについては、理事長、法人本部事務局長などが説明し、必要に応じ理事及び評議員である学長が補足している。

監事及び評議員は、寄附行為に基づき選任されている。監事は理事会及び評議員会に出席し、大学の業務、法人の財産等の状況について意見を述べている。

本法人には寄附行為に基づき評議員会を設置するとともに、同第 21 条に定める事項について理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞いている。

私学振興助成法に基づき外部の監査を受けるほか、内部監査により経営効率の改善向上と業務の適正化を図っている。

監事の理事会、評議員会への出席状況、評議員の評議員会への出席状況も良く、本学の法人及び大学の管理運営機関の意思決定は円滑に行われており、相互チェック機能も高いレベルで維持されている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、健全な組織運営のため、現状の意思決定及び相互チェック機能を維持していく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は、横浜薬科大学中期計画に基づき中期財務計画を策定し、安定した経営基盤の確保を目指している。

特に、バランスを重視した収支状況を背景に、教育研究基盤の維持充実を期しつつ校地校舎などの自己所有化の推進を図り、財務運営基盤の強化に努めている。

財務運営の基本である学生募集の状況は極めて良好な状況で推移している。この状態をより確実なものとするため、学生の修学環境の充実を重視した施策の強化を図っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学は、適正な収入見積りに基づき、所要の事業を予算編成方針に準拠して年度の予算を編成し、収支のバランスを確保している。

編成にあたって、収入については、安定的な学納金の確保を前提とした堅実な見積りのもと、科研費などの更なる収入源の多様化に努めている。施設設備費補助金、教育研究装置施設整備費補助金などの受け入れを積極的に推進し、財政基盤の充実を図っている。支出については、組織を継続運営のために必要な標準経費と、自主性の強い運営を図るために必要な特別経費に区分して、人件費・教育研究経費・管理経費のバランスを図っている。令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症対策に対応したオンライン教育の整備など、学生の教育環境の充実を踏まえた予算を編成し、執行した。

安定した財務基盤の前提は、質・量ともに良好な学生募集にあるとの認識のもと、教職員一丸となってキャンパスラリーをはじめ各種施策を推進し、良好な成果を収めている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教育研究基盤の維持充実を図るとともに、財務運営基盤の強化に努めており、今後も教育研究の目的を達成するために、定員の確保と経費の節減に留意し、収支バランスの適正化を継続していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学では、学校法人会計基準及び学内の経理規程に準拠し、会計処理が適正に実施されている。複雑な会計処理を要する場合は、外部の公認会計士・税理士などに相談し、適正な処理に努めている。また、各種セミナーや研修会にも積極的に参加し、会計に関する資質・識能の向上に努めている。

予算については、所掌各課などの執行状況を伺い書などで定時に把握し、各月・年度の支払計画との整合に努めている。予算未計上又は予算と乖離がある事業については、その事業の性格により、予備費又は補正予算をもって対応している。

各月末の資金の保有の状況を翌月当初に複数の者により点検し、金銭事故の防止に努めている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学では、私立学校振興助成法に基づく監査法人による監査は、期中及び期末監査として、法人本部において1日4～5人延14日実施されている。内容は決算書類のチェックのほか、資産関係の取得に係る稟議書、理事会評議員会の議事録確認、内部統制の検証、引当金の状況など広範囲に亘り厳正な監査が実施されている。監事による会計監査・業務監査についても、監査法人の監査時のミーティングなどを通じた連携のもと、適正に実施されている。また、内部監査は、理事長が指名した監査員が、定時及び随時に指定された主要監査項目を基準に監査を実施している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

監査法人・監事・内部監査による、より実効的な三様監査を実現するため、内部監査体制の更なる充実を図る。

【基準5の自己評価】

使命・目的の実現への継続努力がなされており、健全な経営体制を維持している。また、意思決定の体制が確立しており円滑な運営がなされている。法人・大学間の連携体制及び相互チェックが確実に機能している。

一方、安定した財務基盤のもと、中長期的な計画に基づき財務運営がなされ、適切な収支バランスが保たれている。また、会計処理が適正に行われ、会計監査体制が整備され厳正に実施されている。

以上のことから、基準5は満たしていると判断できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証に関する全学的な方針については、大学学則第 56 条及び大学院学則第 48 条において「本学（本大学院）は、第 1 条（第 2 条）の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動などの状況について自己点検評価を行い、教育研究水準の向上及び活性化を図るものとする。」と規定している。

内部質保証の遂行に携わる組織としては、将来計画委員会、自己点検・評価委員会、IR 委員会、FD 委員会及び SD 委員会が、各委員会の規程により組織され、それぞれが相互に連携する体制を構築している。

内部質保証に関する責任体制は、学長のガバナンスの下、学部長及び上記委員会委員長を中心に構築されている。

以上により、内部質保証のための組織の整備と責任体制は確立していると判断する。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

委員会ごとの PDCA サイクルは機能していると考えるが、内部質保証を機能的に行うために、各委員会の機能の連携のいっそうの充実を図り、建学の精神に基づく使命・目的に則した自己点検評価を実施していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、平成 18（2006）年に、大学の教育研究水準の向上を図り、大学の使命・目的及び社会的使命を達成するため、「横浜薬科大学 自己点検・評価に関する規程」を制定した。この規程において自己点検・評価委員会を置き、この委員会が中心となって、教育研究活動などの状況を把握・点検し、評価を行っている。自己点検・評価委員会は、点検・評価の結果について報告書（自己点検評価書）を作成し、理事会に報告するとともに、大学ホームページに公表し、大学関係者との情報共有を図っている。点検・評価の項目を明確にするため、平成 29（2017）年に「横浜薬科大学 自己点検・評価に関する細則」（以下、「細則」という。）を制定した。

平成 27(2015) 年に、大学機関別認証評価を受審するにあたり、基準ごとの責任者を明確にし、各基準相互の関連性及び共通認識の共有、視点・観点に沿った点検評価の実施並びに教員と職員の協働によるエビデンスの作成と共有などが確立し、自己点検・評価の活動は大学の全教職員が共有するに至った。この認証評価以降、全ての委員会や事務組織が自主的・自律的な自己点検評価を定期的実施することを意識し、全教職員が教育研究活動の中に自己点検評価の活動を位置づけられるようになった。

本学は令和元(2019)年、薬学教育評価機構による第三者評価を受審した。審査の結果、改善すべき点や助言は指摘されたが、本学の6年制薬学教育プログラムは機構の示す評価基準に適合していることが認められた。評価結果については、FD・SD研修会を開催して学内に周知するとともに、大学ホームページで公開した。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の IR 委員会は、全学的かつ自律的な自己点検評価を推進する目的で、平成 26(2014)年に立ち上げられた。委員会では、各部署(入試課、教務課、学生課並びに関連委員会など)に分散していたデータを一元化し、情報・データの収集による教育の質的な保証・評価に努めている。収集データの種類は、第三者評価対応の基礎資料(エビデンス)、文部科学省への報告、入試関連の資料、授業改善を目的としたアンケートと授業の自己点検報告書(試験答案と点数分布や単位取得率などの成績解析を含む)、教員活動報告書、教育研究年報、在校生・卒業生アンケート結果(令和 2(2020)年度より開始)の整理・保管などである。文書・記録などの収集・整理・保存のみならず、収集データを解析するとともに、各委員会がデータの活用を行えるよう種々の情報を提供している。

(3) 6-2 の改善・向上方策(将来計画)

IR 委員会では、引き続き主に教育研究などに関する大学の活動データを毎年、継続的に収集、分析し、大学の意思決定を支援するための調査研究を行うとともに、調査結果を基にした施策・方針を提言することを目指している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学の教育は 3 つの方針(ポリシー)に基づいて行われているが、内部質保証にはこの 3 つの方針(ポリシー)が適切なものになっているかの見直しが必要である。ディプロマ・ポリシーは将来計画委員会が、カリキュラム・ポリシーは教務委員会が、アドミッション・ポリシーは入試委員会が中心となり見直しを行った。

本学の内部質保証は、細則に定めた基準を対象に行う自己点検評価ではなく、教育環境の変化を踏まえ平成 28(2016)年に見直した 3 つの方針(ポリシー)を基本に、学長のガ

バランス、大学の中長期計画に従って、大学全体の内部質保証について自己点検評価する過程で、大学全体の PDCA を実施することである。3 つの方針（ポリシー）の見直しを行った際、これらのポリシーについてアセスメント・プランを作成し、大学全体の各委員会や事務組織に対し、このプランに基づいた自己点検評価を行い、PCDA を実施している。

このアセスメント・プランに基づく自己点検評価は、3 つの方針（ポリシー）に基づいた、機関全体、教育課程に加え学修者の立場という三つの視点からの自己点検評価であると考えている。今後とも、学長ガバナンスの下、教育改革が目指すべき課題に関して、より透明性の高い数値データの共有や学力の向上を目指した WG の設置など、教職員が協働し、相互理解を深め、教学改革に参画できる方策を講じ、教育の改善・向上に反映させていく。また、自己点検・評価委員会は、令和元（2019）年度の薬学教育評価機構による大学分野別認証評価の受審結果を踏まえ、指摘事項を中心に改善を図っていく。

（3）6-3 の改善・向上方策（将来計画）

委員会や WG の自己点検評価は行われているが、これが大学の内部質保証に必ずしも反映されていない。このため、自己点検・評価委員会が中心となって各委員会単独では対応しきれない問題を抽出し、有機的に結びつける内部質保証の仕組みの機能性を高め、大学全体での PDCA を確実にやっていく。

【基準 6 の自己評価】

大学の使命・目的に従った自主的・自律的な自己点検評価を、学長ガバナンス、大学運営組織、将来計画委員会のもと「自己点検評価に関する規程」に基づき、常設の自己点検・評価委員会において組織的に実施しており、内部質保証のための組織及び責任体制は明確となっている。また、IR 委員会が収集するエビデンスに基づいた透明性のある自己点検評価を行っている。自己点検評価にあたっては、本学ホームページに公表することによって、教職員が現状認識できるよう配慮しながら、かつ多くの職員が委員会や個人の教育活動を通じて、自己点検評価に関われる体制としている。このような実態から、各人が意識して、大学の使命や目的に即した自主的・自律的な点検評価が行える環境にあると考える。更に、IR 委員会は、大学及び法人と連携し、情報共有しながらより効果的な情報収集とその分析を行い、大学運営に役立てている。

以上のように、本学は、内部質保証に関する全学的方針、組織体制、責任体制を明確に定め、エビデンスに基づく自己点検評価を定期的に行い、大学運営の改善・向上に向けた内部質保証の仕組みが機能しており、基準 6 を満たしていると判断する。